

第 30 回みなみまぐろ保存委員会年次会合 報告書

2023年10月12日 大韓民国、釜山

第30回みなみまぐろ保存委員会年次会合報告書

2023年10月12日 大韓民国、釜山

議題項目1. 開会

- 1. 第 30 回みなみまぐろ保存委員会年次会合(CCSBT 30)の議長をムン・ デョン氏(韓国)が、CCSBT 30 の副議長をインドラ・ジャヤ教授(イン ドネシア)がそれぞれ務めることが確認された。
- 2. 議長は、参加者を歓迎するとともに会合の開会を宣言した。

1.1 議題の採択

- 3. 議題は別添1のとおり採択された。
- 4. 会合の参加者リストは別添2のとおりである。

議題項目 2. 拡大委員会による決定の承認

5. 委員会は、**別添 3** の第 30 回みなみまぐろ保存委員会年次会合に付属する 拡大委員会(EC)による決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT 31 の議長及び副議長の選出及び開催地の選定

- 6. インドネシア及び南アフリカは、可能な限り速やかに CCSBT 31 の議長 及び副議長をそれぞれ推薦し、事務局に対して候補者を通知することを 述べた。
- 7. CCSBT 31 は、CCSBT 手続規則の規則 2.2b に基づき台湾において開会されるが、会合報告書の採択及び閉会については、メンバーが会合から帰国した後、休会期間中の意思決定プロセスを通じて行われる予定である。

議題項目 4. その他の事項

8. その他の事項はなかった。

議題項目 5. 会合報告書の採択

9. 会合報告書が採択された。

議題項目 6. 閉会

10. 会合は、2023年10月12日午後4時26分に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第 30 回みなみまぐろ保存委員会年次会合に付属する拡大委員会 報告書



みなみまぐろ保存委員会

議題 第 30 回みなみまぐろ保存委員会年次会合 2023 年 10 月 9-12 日 韓国、釜山

- 1. 開会
 - 1.1. 議題の採択
- 2. 拡大委員会による決定の承認
- 3. CCSBT 31 の議長及び副議長の選出及び会議場の選定
- 4. その他の事項
- 5. 会合報告書の採択
- 6. 閉会

List of Participants The Thirtieth Annual Commission Meeting

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
COMMISS	ION CHAIR					
Dae-Yeon	MOON	Dr		REPUBLIC OF		dymoon1001@hotmail.co
				KOREA		m
SCIENTIFI	C COMMIITE	E CHAIR				
Kevin	STOKES	Dr		NEW ZEALAND		kevin@stokes.net.nz

COMPLIA	NCE COMMI	TTEE CHAIR		
Frank	MEERE	Mr	AUSTRALIA	fmeere@aapt.net.au

MEMBEI	RS						
AUSTRA	LIA						
George	DAY	Mr	Head of Delegation/ Assistant Secretary	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6466	george.day@awe.gov.au
Wez	NORRIS	Mr	Chief Executive Officer	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5534	Wez.Norris@afma.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Alternate/ Assistant Director, Regional Fisheries	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306	neil.hughes@aff.gov.au
Selina	STOUTE	Ms	Alternate/ Senior Manager Tuna and Antarctic Fisheries	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5555	Selina.Stoute@afma.gov. au
Daniel	CORRIE	Mr	Strategic Monitoring and Assessment Program Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5555	daniel.corrie@afma.gov.a u
Brian	JEFFRIESS	Mr	Consultant	Australian SBT Industry Association	PO Box 1146 Port Lincoln SA 5606 Australia	61 419 840 299	ceo@asbtia.org
Daniel	CASEMENT	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association	PO Box 1146, Port Lincoln, SA. 5606	61 427 601 316	7 ceo@asbtia.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
Kylie	PETHERICK	Ms	Chief Financial Officer	Stehr Group	PO Box 159, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 400 160 465	kylie@stehrgroup.net
Peter	FARE	Mr	Marketing Manager	Australian Fishing Enterprises Pty Ltd Chair ASBTIA Executive Committee		61 402 417 027	peterfare@saringroup.co m.au
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia Pty Ltd	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	61 8 9335 5499	terry@romaro.name
Sean	ROMARO	Mr	Executive	Ship Agencies Australia Pty Ltd	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	61 474 740 000	sean@romaro.name
Simoan	HAYMAN	Mrs	Executive Manager	Blaslov Fishing Group Pty Ltd	35 North Quay Bld Port Lincoln SA 5606,		simoan@blaslovfishing.c om.au
Lukina	LUKIN	Ms	Owner/Manage r	Dinko Tuna Farmers Pty Ltd	PO Box 2013 Port Lincoln SA 5606	61 400 221 996	lukina@dinkotuna.com
Michael	VAN DOORN	Mr	Director	Dinko Tuna Farmers Pty Ltd	PO Box 2013 Port Lincoln SA 5606	61 418 837 051	mvandoor@bigpond.net.a u
Amrik	AULAKH	Mr	Assistant to the Managing Director	Dinko Tuna Farmers Pty Ltd	PO Box 2013 Port Lincoln SA 5606	61 439 222 369	amrik@dinkotuna.com
INDONESIA			G . 1	N	H.M. I. M. I.I.	<i>(</i> 2, 2)	
Putuh	SUADELA	Mrs.	Capture Fisheries Production Management Senior Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	62 2 1351 9070	putuhsuadela@gmail.com
Fayakun	SATRIA	Dr.	Head of National Research and Innovation Agency	National Research and Innovation Agency	Gedung B.J. Habibie, Jl. M.H. Thamrin No. 8, Jakarta Pusat 10340	62 811 1933 3632	fsatria70@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
Indra	JAYA	Prof	Head on national Committee on Fish Stock Assessment Indonesia	Bogor Agricultural University	Jl. Raya Dramaga, Kampus IPB Dramaga Bogor, 16680 West Java, Indonesia	62 251 862 2642 ext.10	indrajaya123@gmail.com
Muhammad	FEBRIANOER	Mr	Cooperation Analyst for Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries of the Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110		mfebrianoer@kkp.go.id
Zaki	MUBAROK	Mr	Legislative Drafter of Legal Bureau		Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110		jbusro@gmail.com
Ari	PRASETYO	Mr	Legislative Drafter of Legal Bureau	•	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110		bho.kkp@gmail.com
JAPAN Tetsuya	KAWASHIMA	Mr.	Counsellor	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 3591 1086	tetsuya_kawashima610@ maff.go.jp
Masahiro	AKIYAMA	Mr.	Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 3591 1086	masahiro_akiyama170@ maff.go.jp
Hiroto	NAKAMOTO	Mr.	Section Chief	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 3591 1086	hiroto_nakamoto890@ma ff.go.jp
Hiroaki	ONDA	Mr.	Section Chief	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 6744 2364	hiroaki_onda990@maff.g o.jp
Tomohiro	KONDO	Mr.	Deputy Director	Fisheries Division, Ministry of Foreign Affairs	2-2-1 kasumigaseki, chiyoda ward, Tokyo		tomohiro.kondo- 2@mofa.go.jp
Tomoyuki	ІТОН	Dr.	Chief Scientist	Fisheries Resources Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency	2-12-4 Fukuura, Yokohama, Kanagawa 236- 8648, Japan	81 45 788 7615	ito_tomoyuki81@fra.go.j p
Kenji	KAGAWA	Mr.	president	Japan Tuna Fisheries Co-operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		kagawa@japantuna.or.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
Yuji	UOZUMI	Mr.	SC Advisor	Japan Tuna Fisheries Co-operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		uozumi@japantuna.or.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr.	SP Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		katsuyama@japantuna.or. jp
Nozomu	MIURA	Mr.	Deputy Director	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		miura@japantuna.or.jp
Daisaku	NAGAI	Mr.	Manager	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		nagai@japantuna.or.jp
Hiroaki	KATSUKURA	Mr.	Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		gyojyo@japantuna.or.jp
Keita	KAGOO	Mr.	Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		gyojyo@japantuna.or.jp
Kaoru	HANEDA	Mr.	Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		gyojyo@japantuna.or.jp
Takaaki	ANDO	Mr.	Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		gyojyo@japantuna.or.jp
Hirohito	IKEDA	Mr.	Managing Director	Ikeda Suisan	370Ashizaki,Nyuze n,Shimoniikawa- gun,Toyama Pref. 939-0667		hirohito@poppy.ocn.ne.jp
Kotaro	NISHIDA	Mr.	Deputy Manager	National Ocean Tuna Fishery Association	1-28- 44,Shinkawa,Chuo- ku,Tokyo,104-0033 Japan		k-nishida@zengyoren.jf- net.ne.jp
Kenichi	NISHIKAWA	Mr.	Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		gyojyo@japantuna.or.jp
Shiho	YONEKUBO	Ms.	Advisor	Consul, Consulate- General of JAPAN in Busan	-		shiho.yonekubo@mofa.go .jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
NEW ZEAL	AND						
Arthur	HORE	Mr	Chief Fisheries Analyst	Fisheries New Zealand	PO Box 53030, Auckland New Zealand 2022	64 9 820 7686	Arthur.Hore@mpi.govt.n z
Robert	GEAR	Dr	A/Director Fisheries Management	Fisheries New Zealand	PO Box 2526, Wellington 6140, New Zealand	64 21 534 036	Robert.Gear@mpi.govt.nz
REPUBLIC	OF KOREA						
Soobin	SHIM	Ms	Team Leader (RFMOs)	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Complex Building 5, #94, Dasom 2-ro, Sejong, Korea	82 44 200 5333	sbin8shim@korea.kr
Ilkang	NA	Mr	Policy Officer & Multilateral Fisheries Negotiator	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Complex Building 5, #94, Dasom 2-ro, Sejong, Korea	200	ikna@korea.kr
Jaebong	LEE	Dr.	Scientist	National Institute of Fisheries Science	216, Gijanghaean- ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 46083	82 51 720 2310	leejb@korea.kr
Haewon	LEE	Dr.	Scientist	National Institute of Fisheries Science	216, Gijanghaean- ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 46083	82 51 720 2330	roundsea@korea.kr
Jung-Hyun	LIM	Dr.	Scientist	National Institute of Fisheries Science	216, Gijanghaean- ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 46083	82 51 720 2331	jhlim1@korea.kr
Heewon	PARK	Dr.	Scientist	National Institute of Fisheries Science	216, Gijanghaean- ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 46083	82 51 720 2332	heewon81@korea.kr
Dong-hae	KWAK	Mr	Deputy Director	National Fishery Products Quality Management Service	337 Haeyang-ro, Youngdo-ku, Busan		kdh086@korea.kr
Minkyung	KIM	Ms	Assistant Director	National Fishery Products Quality Management Service	337 Haeyang-ro, Youngdo-ku, Busan		kyung91206@korea.kr
Daeun	KWON	Ms.	Inspector	Fisheries Monitoring Center,	638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079, Republic of Korea	82 51 410 1410	fmc2014@korea.kr
Hyeju	KANG	Ms.	Inspector		638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079, Republic of Korea		fmc2014@korea.kr
Taerin	KIM	Ms.	Advisor		638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079, Republic of Korea		shararak@korea.kr

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
Soomin	Kim	Ms	Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	6th FL, S Building, 253, Hannuri-daero, Sejong, Republic of Korea	+82- 44- 868- 7863	soominkim@kofci.org
Seung Gwon	KANG	Mr	Assistant Manager	Dongwon Industries Co., Ltd.	68 Mabang-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea		i3255@dongwon.com
Jin Seok	PARK	Mr	Deputy General Manager	Sajo Industries Co., Ltd.	107-40, Tongil-ro, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	82 2 3277 1651	goodtime9@sajo.co.kr
Chong Sam	PAK	Mr	Director	Dong Won Fisheries Co., Ltd.	#569-34, Sinpyung- dong, Saha-gu, Busan, Korea		dwpjs@dwsusan.com
Jeong II	CHU	Mr	Manager	Dong Won Fisheries Co., Ltd.	#569-35, Sinpyung- dong, Saha-gu, Busan, Korea	82 10 2274 8853	cji@dwsusan.com
Ye Sol	SONG	Ms	Staff	Dong Won Fisheries Co., Ltd.	#569-38, Sinpyung- dong, Saha-gu, Busan, Korea	82 10 4864 1252	dwyss@dwsusan.com
Bong Jun	CHOI	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl. Samho Center Bldg "A" 83, Nonhyeon-ro, Seochog-gu, Seould, Korea	82 2 589 1613	bj@kosfa.org
SOUTH AFI							
Saasa	РНЕЕНА	Mr.	Chief Director: Marine Resources Management	Department of Forestry, Fisheries and the Environment, South Africa.	Private Bag X2, Vlaeberg 8018 Cape Town South Africa	27 214 023 552	Spheeha@dffe.gov.za
Johan	DE GOEDE	Mr	Advisor	Department of Forestry, Fisheries and the Environment	P.O. Box 92, SALDANHA BAY 7395	27 834 614 522	JdeGoede@dffe.gov.za
Aphiwe	NONKENEZA	Mr	Senior Administrative Officer - Large Pelagic Fisheries	Department of Forestry, Fisheries and the Environment	Foretrust Building, Martin hammerschlagt way, Foreshore, Cape Town.	955	ANonkeneza@dffe.gov.za
OBSERVER	S						
FISHING EN	NTITY OF TAI WEN		Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (ROC)	886 2 23835 900	tsukang1008@ms1.fa.gov.tw
Ming-Hui	HISH	Mr.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (ROC)	886 2 23835 872	minghui@ms1.fa.gov.tw

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
Min-Huei	TZENG	Ms.	Secretary	Ministry of Foreign Affairs	2, Ketagalan Blvd., Taipei City, Taiwan (ROC)		mhtzeng@mofa.gov.tw
Huang-chih	CHIANG	Dr.	Professor of Law	National Taiwan University Law	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, Taiwan	886 2 3366 8919	hcchiang@ntu.edu.tw
Yi-Kun	LEE	Mr.	Secretary	Overseas Fisheries Development Council of the Republic of China (OFDC)	3F., No. 14, Wenzhou St., Da'an Dist., Taipei City 106018, Taiwan (R.O.C.)		davidlee@ofdc.org.tw
Po-Hsiang	LIAO	Mr.	PhD. student	National Taiwan University Law	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, Taiwan	(02)33 66890 0	d12a21002@ntu.edu.tw
Li-Wen	HSU	Ms.	Vice Chair of Committee	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 84196 06	hwa.fish@msa.hinet.net
Kuan-Ting	LEE	Mr.	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 84196 06	simon@tuna.org.tw
Hsiu-Wan	CHEN	Ms.	Section Chief	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 84196 06	ann@tuna.org.tw
SEYCHELI	LES						
Roy	CLARISSE	Mr	Principal Secretary	Department Of Fisheries	Republic of Seychelles	248 251 1725	rclarisse@gov.sc
	ENT ON THE C	CONSE			ES AND PETREL		
Christine	BOGLE	Dr	Executive Secretary	ACAP Secretariat	119 Macquarie St, Hobart, Tas 7000,Australia	61 4 1913 5806	christine.bogle@acap.aq
BIRDLIFE	INTERNATIO	NAL					
Stephanie	BORRELLE	Dr	Pacific Marine Coordinator	BirdLife International	205 Glengarry Road, Auckland, New Zealand 0602	64 211 362 531	Stephanie.Borrelle@Bird Life.org
Yasuko	SUZUKI	Dr	Senior Marine Speciaist	BirdLife International	1-13-1 Nihonbashi Kakigaracho, Chuo City, Tokyo, 131- 0014 Japan	81 3 6206 2941	yasuko.suzuki@birdlife.o rg
HUMANE S	SOCIETY INT	ERNA'	TIONAL		-		
Nigel	BROTHERS	Mr	Marine Ecology and Technology Consultant	Humane Society International - Australia	178 South Arm Drive, Wonga Beach, 4873, QLD, Australia	61 4 2967 4142	brothersbone 1 @ gmail.co m

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email		
PEW CHAR	PEW CHARITABLE TRUSTS								
Alyson	KAUFFMAN	Ms	Principle	Pew Charitable	901 E St NW	1 202	akauffman@pewtrusts.org		
			Associate	Trusts	Washington DC	540			
					20004	6756			
INTERPRE	TERS								
Kumi	KOIKE	Ms							
Yoko	YAMAKAGE	Ms							
Kaori	ASAKI	Ms							
CCSBT SEC	CRETARIAT								
Dominic	VALLIERES	Mr	Executive				dvallieres@ccsbt.org		
			Secretary						
Akira	SOMA	Mr	Deputy				asoma@ccsbt.org		
			Executive		014 D : G:	c1 0			
~ ··			Secretary	CCCDT C	81A Denison Street Deakin ACT 2605				
Colin	MILLAR	Mr	Database	CCSB1 Secretariat	Australia	6282 8396	CMillar@ccsbt.org		
C:-	IBALL	Μ-	Manager		Australia	0390	-:1-11@14		
Susie	IBALL	Ms	Compliance				siball@ccsbt.org		
Ross	WANLESS	Dr	Manager Seabird Project				rwanless@ccsbt.org		
17022	WAINLESS	DI	Manager				i wainess we cesut.org		
			J						



別添3

第30回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2023年10月9-12日 韓国、釜山

第 30 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書 2023 年 10 月 9-12 日

韓国、釜山

議題項目1. 開会

1.1. 第30 回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

- 1. 第30回みなみまぐろ保存委員会年次会合に付属する拡大委員会(EC 30)の議長をムン・デョン博士(韓国)が、副議長を溫祖康氏(漁業主体台湾)がそれぞれ務めることが確認された。
- 2. 議長はメンバー及びオブザーバーを歓迎し、会合の開会を宣言した。議長は、COVID-19パンデミックの影響から、本年の会合は CCSBT 26以降初めての対面会合であり、参加者をホストできることを喜ばしく思うと述べた。また議長は、一部の議題項目については文書通信を通じて議論が開始されていることを述べた。
- 3. 参加者リストは別紙1のとおりである。

1.2. 議題の採択

- 4. 議題は**別紙2**のとおり採択された。議長は、議題項目 15 その他の事項において、韓国政府と CCSBT との間の人材派遣プログラムの導入提案について検討する予定であることを述べた。
- 5. 今次会合に提出された文書のリストは**別紙3**のとおりである。

1.3. オープニング・ステートメント

- 6. 大韓民国海洋水産部の趙承煥長官は、別紙4のオープニング・ステート メントを述べた。
- 7. オープニング・ステートメントは会合前に回章され、読了済であるもの とされた。

1.3.1. メンバー

- 8. 拡大委員会 (EC) 会合に対するメンバーのオープニング・ステートメントは**別紙 5** のとおりである。
- 9. ニュージーランドは、今次会合を主催した韓国政府に対する感謝を表明 する発言を行った。またニュージーランドは、意思決定にかかる今次会 合の重要性について述べるとともに、他のメンバーとともに今次会合を 成功に導くべく協力していくことを楽しみにしていると述べた。

1.3.2. Observers オブザーバー

- 10. オブザーバーによるオープニング・ステートメントは**別紙 6** のとおりである。
- 11. バードライフ・インターナショナルは、メンバーに対し、依然として海 鳥混獲への対応が問題になっていることに関する 2021 年パフォーマン ス・レビューからの重要な勧告について想起した。

議題項目 2. 事務局からの報告

- 12. この議題項目にかかる議論はEC会合の開会前に文書通信により開始された。
- 13. 事務局からの報告は文書 CCSBT-EC/2310/04 として会合に提出されており、事前協議プロセスを通じて検討された。同報告では、以下の二つの課題について EC による検討が求められた。
 - ケビン・ストークス博士の科学委員会議長としての任期について、最 後の更新となる第三期目を再任するかどうか。
 - ショーン・コックス教授の科学諮問パネルとしての任期について、第 二期目を再任するかどうか。
- 14. 議長は、代表団長会議においてケビン・ストークス博士及びショーン・ コックス博士のそれぞれについて次の3年間の任期に向けて再任するこ とが決定されたことを述べ、両者の再任を祝福した。
- 15. 会合は、報告された事務局の活動について留意した。

2.1. CCSBT 職員規則改定案

- 16. この副議題項目にかかる議論はEC会合の開会前に文書通信により開始 された。
- 17. 議長は、CCSBT職員規則をより近代的な雇用慣行に合わせるとともに、現行の UN職員規則をより良く反映し、曖昧さを排除し、オーストラリアの雇用基準と合致させ、また透明性をさらに高めるための改定案として事務局から文書 CCSBT-EC/2310/05 が提出されていることを述べた。
- 18. 議長は、提案された修正の一部は将来の委員会予算に影響を及ぼす可能性があることを認識し、本件に関するさらなる検討を財政運営委員会 (FAC) に付託した。
- 19. 事前協議において、あるメンバーは、本提案に伴って人件費が増加するのかどうかを尋ねた。事務局は、本提案は人件費を増加させるものではなく、実際のところ、プロフェッショナル・スタッフにかかる将来的な収入を制限するものであることを明確化した。

20. 会合は、**別紙 7** に示した改訂 CCSBT 職員規則案を採択することに合意した。

議題項目 3. 財政及び運営

- 21. 議長は、財政運営委員会(FAC)議長に関しては休会期間中に回章 #2023/040により通知されていることを述べた。議長は、FAC議長を務めることに同意したニール・ヒューズ氏に感謝した。また、FACは既にその作業を開始していることが留意された。
- 22. 事務局長は、2023年改訂予算案 (CCSBT-EC/2310/06)、2024年予算案 及び2025-2026年の仮予算 (CCSBT-EC/2310/07) について簡潔に説明 した。事務局長は、過去 (特にパンデミック中) の節約分の蓄積により、CCSBT の現在の財政状況は非常に健全であることを述べた。
- 23. 2023年改訂予算に関して、事務局長は以下を指摘した。
 - 全てのメンバーが、2023年における CCSBT に対する分担金の全額を 支払い済である。
 - 2023年の総支出見込額は約3,371,558ドルであり、2023年に関して承認されていた予算額より207,542ドル(6%)の節約となる。
 - また、総収入額は承認予算よりも最大で130,000ドル高くなることが 見込まれている。
- 24. 2024年予算案に関して、事務局長は、支出案は CCSBT の財務状況に相当の負担をかけるものと考えられることから、事務局は FAC による検討を要するいくつかの節約可能な支出費目を提案したことを述べた。
- 25. これら二つの予算文書にかかる詳細な検討は FAC に委嘱された。
- 26. 以下の事項を検討するため、FAC が招集された。
 - 2023 年改訂予算
 - 2024年予算案
 - 2025-2026年仮予算
 - CCSBT 職員規則改訂案

3.1. 財政運営委員会からの報告

- 27. ECは、FAC議長及びFACによる多大な作業に感謝した。
- 28. また EC 議長は、TCWG を CC と統合することに関して譲歩した CC 議長にも感謝した。
- 29. あるメンバーは、委員会の分担金安定化基金 (CSF) の大幅な取崩し、 及び科学関連支出と遵守関連支出との間の格差に関する懸念を表明し た。

- 30. メンバーは、OM 開発会合を対面ではなくバーチャル会合とすることで 節約することが可能かどうかについて検討したが、対面会合とすること により、特にインドネシアに対して重要なキャパシティ・ビルディング の機会を提供できることに合意した。
- 31. また、EC 31 会合を 4 日間から 3 日間に短縮する可能性が検討されたものの、将来的な国別配分に関する重要な検討が 2024 年から開始されることを踏まえ、4 日間の EC 会合を維持すべきことが合意された。
- 32. EC は、2023 年改訂予算(別添 A)に留意し、2024 年予算案(別添 B) を承認し、また 2025-2026 年の仮予算(別添 B) に留意しつつ、FAC 報告書を採択した。
- 33. FAC議長は、FAC報告書のうち以下の重要なポイントについて報告した。
 - FAC は、2024年予算にはメンバーによる分担金の5%の増加が含まれていることに留意した。
 - FAC は、忌引き休暇にかかる旅行日を追加する修正を加えた上で、 職員規則改訂案を支持した。
 - FAC は、費用削減のため、提案されていた 2024 年の遵守専門作業部会 (TCWG) 会合を CC 会合と統合することを勧告した。
 - FAC は、EC に対し、収入と支出の均衡を図るために CSF から約 600,000 ドルを取り崩す必要があることを指摘しつつ、総額約 4,244,400 ドル (FAC 報告書別添 B のとおり) の 2024 年予算を承認するよう勧告した。
 - FAC は、懸念事項として、2025年及び2026年のいずれも委員会の現金預金からの引出しを要し、また2025年までにCSFが払底することに留意した。FAC は、検討したいずれの資金調達シナリオにおいても、さらなる支出削減が達成されない限り、2025年以降もメンバー分担金を毎年5%程度引き上げていく必要があることを強調した。
 - 将来の会合費用について、FACは、メンバーは事務局が特定した金額(キャンベラ開催時の費用)を超える費用に対する資金を拠出するか、又はキャンベラもしくは他の費用が低い開催地に切り替えて会合を主催することに合意するかのいずれかを検討することに合意した。しかしながら、FACは、費用の分担及びECによる年次会合の開催地については、FACからの助言を踏まえてECが最終決定を行う現行の方式を維持することを勧告した。
 - 現行のパートタイム職を統合するとの事務局提案について検討した結果、FACは、韓国からの職員派遣提案を通じて事務局に追加的な人的支援が得られる可能性があることを踏まえ、事務局提案を採用しないことを勧告した。
 - FAC は、EC に対し、財務会計の透明性の向上及び財政規則に基づく 既存の要件との整合性を高めるべく会計年度末の財務諸表の一部とし て CCSBT の現金預金残高及び CSF への拠出を行う可能性があるかど

- うかをメンバーに助言するための声明を追加するとした事務局提案に 合意するよう勧告した。
- 34. 会合は、4 日間の EC 会合を開催するとした決定を反映する形で 2024 年 予算案を修正することに合意し、また**別紙 8** に示した FAC 報告書を承認した。

議題項目 4. SBT 漁業及び ERS との相互作用のレビュー

- 35. 議長は、CCによる検討の結果について留意するとともに、メンバーに対し、メンバーの国別報告書に関して第18回遵守委員会会合(CC18)で既に提起されたもの以外の質問等があるかを尋ねた。
- 36. メンバーの国別報告書に対する追加的な質問等はなかった。

4.1. メンバーのプロジェクトに関する報告

37. 議長は、オーストラリア及び日本に対し、自動化されたステレオビデオ のトライアルにかかる進捗状況及び日本の市場提案にかかる最新の情報 をそれぞれ提供するよう招請した。

オーストラリアによる自動化されたステレオビデオ (SV) のトライアル

- 38. オーストラリアは、同メンバーによる自動化されたステレオビデオ (SV)のトライアルにかかる最新情報について口頭報告を行い、同メンバーが 2022年に提示した作業計画で定められたマイルストーンを履行したことを述べた。同メンバーの作業計画におけるフェイズ1では SV カメラの精度について試験を行うこととされており、当該テストは 2023年にポートリンカーンで実施され、SV による推定体長は実際の体長とほぼ一致することが確認されたが、適用すべき体長・体重係数や同じ魚のダブルカウント又は不正確な魚の検知といった事例が少数確認されたことなど、フェイズ2においてさらに探求すべき課題が複数特定された。
- 39. 2024年2月に実施されるプロジェクトフェイズ2は、オーストラリアの 蓄養場の操業条件下で運用するためのSVの能力試験を行うとともに、 想定される導入費用を判断する機会となる予定である。
- 40. あるメンバーは、SV の導入は長年に渡って課題となってきた事項であり、SV の進展はこれまで TAC の増加に向けた重要な前提条件として認識されてきたことを述べた。
- 41. 別のメンバーは、トライアルのフェイズ2の完了に関して想定されている何らかの障害はあるのか、またトライアルの結果を EC 31 より早い時期に報告することは可能なのかどうかについて質問した。
- 42. また、オーストラリアがモニタリング計画を策定する際には他のメンバーとも協力することが提案された。

- 43. 提起された質問に対し、オーストラリアは以下を述べた。
 - 2024年のトライアルの実施に関して想定されている障害はない。
 - トライアルの報告書の提出期限は2024年6月であることから、これが利用可能となった段階で、また遅くともEC31までに回章を通じて提供することができる。
 - トライアルに関して可能な限りの透明性を保つ予定である。
 - 2022年の作業計画でも総括したとおり、モニタリング計画の設計は CCSBT 31 以降も進められていく作業の重要な要素であるが、オーストラリアは同会合においても最新情報を提供することができる。
- 44. メンバーはオーストラリアによるアップデートに感謝し、これまでに為 された進捗を認識した。

日本市場提案

- 45. 日本は、同メンバーによる市場提案に関するアップデートを提示した。 日本は、同提案は CC 18 (文書 CCSBT-CC/2310/19) において検討及び 承認され、また提案事項の一部の結果についても既に報告されている (CCSBT-CC/2310/13) ことを述べた。
- 46. 質問に対し、日本は、豊洲市場及び焼津市場が日本市場のシェアの大部分を占めることから、本調査では豊洲及び焼津市場のみを精査していることを述べた。
- 47. メンバーは、市場提案に関する今日までの日本の作業に感謝した。

議題項目 5. 戦略・漁業管理作業部会からの報告

- 48. 第6回戦略・漁業管理作業部会会合(SFMWG6)は2023年7月25-28日にかけて東京(日本)で開催された。同会合では、ECによる検討に向けて改定 CCSBT 戦略計画案(5年間の行動計画案を含む)を策定するため、CCSBT の補助機関からの助言と合わせて2021年 CCSBTパフォーマンス・レビュー勧告が検討された。
- 49. SFMWG 議長である野村一郎氏の代理として、事務局は、2023-2028年 の戦略計画案を含む SFMWG 6 の成果を総括した文書 CCSBT-EC/2310/09 を説明した。
- 50. より近代的な漁業管理の概念を CCSBT 条約に取り入れることに関する HSI からの質問に対し、ニュージーランドは、条約改正は長期間にわた る複雑な交渉を要するものであるが、現行条約が全てに優先する制約と なる訳ではなく、条約の現行の方式のままでもさらなる対応が可能であると述べた。
- 51. EC は、SFMWG 6 報告書 (別紙 9) を承認し、別紙 10 に示した戦略計 画案及びこれに伴う作業計画を採択した。

議題項目 6. 遵守委員会からの報告

- 52. 遵守委員会 (CC) 独立議長であるフランク・ミーア氏は、CC 18 会合では非常に前向きな討議が行われたことを述べ、CC 18 の全ての参加者 (メンバー、オブザーバー、事務局及び通訳者) による会合中の献身 (メンバーが事前協議文書における質問に回答したことも含む) への謝意を表明した。
- 53. CC 議長は、遵守リスク及び遵守行動計画 (CAP) に取り入れる行動計画案をレビューするため、CC 18 会合の直前に第 4 回遵守専門作業部会会合 (TCWG 4) が開催されたことを述べた。この作業は TCWG 4 会合では完了に至らず、CC 18 でも継続された。
- 54. CC 議長は CC 18 報告書 (別紙 11) を説明した。
- 55. CC 議長は、CC 18 において検討されたメンバーにかかる主要な遵守上の課題の一部(以下のとおり)を強調した。
 - 南アフリカにかかる、漁獲証明制度(CDS)、データの不提出、会合への不参加、国別報告書の不提出、及びEC 29 により要請された是正行動計画の不提出といった様々な遵守上の問題点
 - ECによる会合への不参加及び一部の国別報告書の不提出
 - 日本による 2022 年における科学オブザーバーカバー率の欠如
 - 韓国による一部の輸入 CDS 文書の不提出
 - インドネシアによる CCSBT 転載決議にかかる継続的な非遵守
 - オブザーバーカバー率及び遵守に関するデータ報告が不十分であるために、メンバーによる海鳥混獲緩和措置の遵守レベルが評価できない 状況につながっていること
- 56. CC 議長は、会合で検討されたその他の重要な課題についても強調した。
 - CC 18 は、CAP に関する TCWG 4 の作業を継続したもののこれを完了することはできなかったので、CAP の策定作業を休会期間中も継続し、2024 年の TCWG 5 (開催される場合) / CC 19 会合においてこれを最終化するよう勧告した。
 - CCSBT 是正措置政策 (CPG 3) が検討され、休会期間中のプロセスと TCWG 5 とを組み合わせる形で 2024 年にこれを再検討するよう勧告 した。
 - QAR に関して、CC 18 は、QAR を CCSBT に新たに加盟したメンバー に対して適用するともに、必要に応じて対象を絞った QAR も活用する方式を選好した。
 - 日本による市場提案が承認され、CDS 標識番号により個別の SBT 情報を検索するためのオープンアクセス CCSBT ウェブページを作成するとした日本提案が強く支持された。

- CDS 決議の検討(eCDS の開発を考慮した改正)を CC 19 まで先送りすること、及び EC が別の決定を行わない限り eCDS の全面的な導入日を 2026年1月1日とすることが合意された。
- メンバーは、海鳥プロジェクトの進捗状況及びメンバーによる同プロジェクトへの協力の意欲について留意した。
- 57. CC 議長は、EC 30 に対する CC 18 からの勧告として以下を述べた。
 - CCSBT における電子モニタリング/システムに関するハイレベル指 針を採択すること。
 - 船舶が旗国の国家管轄外の水域において操業する許可を有しているかどうかに関する情報を収集するための改正 CCSBT 許可船舶決議を採択すること。
 - 転載措置の強化のために ICCAT 及び IOTC により既に採択されている改善事項、UN-FAO 任意ガイドラインの一部の要素、並びに 17 隻のインドネシア船籍木造運搬船に関する 2 年間の洋上転載トライアル(当該トライアルに対象を絞った品質保証レビュー(QAR)を含む)を取り入れた改正転載決議を採択すること。
- 58. CC 18 によるその他の勧告は以下のとおりである。
 - 事務局長から EU に対し、EU は依然として CCSBT に対する関心を有しているのかどうかを確認するとともに、全てのメンバーは年次報告書の提出及び全ての委員会会合への参加義務を負っていることを想起するための書簡を送付する。
 - インドネシアは、同メンバーの返済計画に引き続き取り組む。
 - 南アフリカは、非遵守分野に対処するための是正行動計画を(未提出となっているデータ及び国別報告書の提出時期(なお、ERSデータに関しては、第15回生態学的関連種作業部会(ERSWG)より前まで)も含めて)2023年12月31日までに提出する。
- 59. メンバーは、包括的な報告を行った CC 議長に感謝した。
- 60. 一部のメンバーは、IOTCには公海立入検査(HSBI)決議がないことは 懸念事項であり、IOTCメンバーでもある CCSBTメンバーに対し、 IOTCにおいてそうした措置の導入を促進するよう試みることを奨励し た。あるメンバーは、2024年に IOTCにおける HSBI が提案される可能 性が高いものの、これまでにそうした提案が採択されたことはないこと を述べた。
- 61. EC 議長は、EC として CC 18 報告書及び同報告書に含まれる全ての勧告を承認したことを確認した。

議題項目 7. 拡大科学委員会からの報告

62. ESC 独立議長であるケビン・ストークス博士は、第 28 回科学委員会に 付属する拡大科学委員会(ESC 28)報告書の概要を示した文書 CCSBT- EC/2310/11 を説明した。当該報告書の全体版は**別紙 12** のとおりである。

- 63. ESC は 2023 年に全面的な SBT 資源評価を実施した。評価結果のうち重要なポイントは以下のとおりである。
 - 2035年までに資源が初期総再生産出力の 30% に達するようにケープ タウン方式 (CTP) をチューニングするため、2019年オペレーティン グ・モデル (OM) が使用された。
 - 2023年資源評価におけるベースライン OM リファレンスセットでも、依然として 2035年の相対 TRO の推定値は 30% (19-45%のレンジ)となる。
 - 全ての感度試験の結果が CTP は資源が減少しないことを保証していることを示唆しており、また例外的状況の精査を通じてあらゆる問題を拾い上げることができるものと考えられる。
 - 一部の例外を除き、多岐にわたる予測及び感度試験の結果は、2025 年の推定資源量が維持又はやや改善することを示唆している。
 - 資源評価の結果は全体として頑健であり、ESC はこれを承認した。 MP を引き続き利用していくことにより、CCSBT の資源再建目標の達成を達成できるものと推定されている。
- 64. ESC 議長は、以下のとおり、ESC 28 による主な管理勧告を強調した。
 - ESC 27 は、2024-2026年の各年のTAC として 20,647 トンを勧告した。
 - ESC 28 は、例外的状況の評価結果に基づき、2024-2026年の TAC 勧告を修正する理由はないとの結論に至った。
 - 合意された調査プロジェクトに伴う SBT の死亡を手当するため、 2024年に関して 3 トンの調査死亡枠が割り当てられた。
 - 新たな資源評価結果に基づき、また利用可能な全てのデータを用いて ESC 28 が実施した資源予測の結果、ESC は (ここでの助言は将来的 に変更される可能性があることに留意しつつ)以下に留意した。
 - 2027-2029年のTACが20,647トン以下に減少するか、または0-1,999トンの増加となる可能性は小さい。
 - 2027-2029年のTACが2,000-3,000トンの増加となる可能性は高い。
- 65. メンバーからの質問に対し、ESC 議長は以下を明確化した。
 - 最大持続生産量 (MSY) は資源評価の度に変化する。これは、加入 量、漁業パターン及びその他の生物学的パラメータ (特に自然死亡量 の推定値) が変化するためである。
 - F-to-F_{msy} レシオは現在の漁獲量を F_{msy} と比較しており、現在の漁獲量 水準は、資源が回復した場合に達成し得るレシオの約半分である。
 - 未考慮死亡量(UAM) は間接的手法を用いて計算された最善の推定値であり、この数量は管理方式(MP)の試験を通じて考慮されてい

ることから、総漁獲可能量(TAC)から当該数量を控除する必要はない。

- 66. HSI は、TAC の増加が ERS 種(特に海鳥類)に及ぼす影響について、 どうすれば EC に対してより良い情報提供ができるのかについて質問した。
- 67. ECは、ESC報告書及びESCからの勧告を承認した。

議題項目 8. 総漁獲可能量及びその配分

8.1. TAC の決定

- 68. 議長は、ESC が 2022 年にケープタウン方式 (CTP) を運用し、2024 年 から 2026 年までにおける各年の TAC を 20,647 トン (2021 年から 2023 年の各年の TAC から 3,000 トンの増加) とするよう勧告したことを述べた。ESC は、CCSBT 29 において当該 TAC を採択するよう勧告したものの、メンバーはその決定を CCSBT 30 に先送りすることを決定した。
- 69. また議長は、管理方式の採択に関する決議パラグラフ2において「MP は、2021年以降の全世界の総漁獲可能量(TAC)を設定するための指針として利用されるものとする」と規定されていること、及び本年のESC 28において、例外的状況を示す証拠はなく、したがって2024-2026年における各年の勧告TACは20,647トンであると確認したことを述べた。
- 70. 会合は、ステレオビデオ (SV) モニタリングの導入及び日本市場調査 のそれぞれについて、オーストラリア及び日本により測定可能な進捗が なされたことに留意した。
- 71. TAC を増加するに当たっては利用可能な最善の科学的勧告に基づくことが重要であり、慎重な資源管理の結果として TAC の増加に至ったのは 喜ばしいことが留意された。
- 72. EC は、MP による計算の結果及び ESC による勧告のとおり、2024 年から 2026 年までの期間における全世界の SBT の TAC として各年 20,647 トンを採択することに合意した。

8.2. 調査死亡枠

- 73. 議長は、CCSBT 29 において、EC が 2024 年から 2026 年までの期間における調査死亡枠(RMA)として各年の TAC から引き続き 6 トンを固定して控除することが合意されたと述べた。また議長は、2023/2024 年の調査プロジェクトをカバーするべく、ESC 28 において以下の数量のRMA の提供が承認されたことを述べた。
 - CCSBT遺伝子標識放流プロジェクト向けに 1.5 トン

- 日本が西オーストラリアで実施する 0 歳魚分布調査及び 1 歳魚曳縄調査向けに 1.0 トン
- オーストラリアがオーストラリア大湾で実施する電子標識放流プロジェクト向けに 0.5 トン
- 74. EC は、ESC によって承認されたとおり、2023/2024 年向けの合計 3.0 トンの RMA を承認した。

8.3. TAC の配分

TAC の配分

- 75. 議長は、2024年から2026年までのTACはCCSBT29において決定される予定であったが、その決定はCCSBT30に先送りされていたことを述べた。さらに議長は、CCSBT29はインドネシアがCCSBT30におけるメンバーによる検討に向けてTACの配分方法の改訂提案を提出することに合意し、また当該提案は国別配分量割合の単純な調整に関するものであって完全に新規の配分メカニズムを提案するものではないことが留意されていたことを述べた。
- 76. インドネシアは、インドネシアに対する国別配分量の増加を提案した文書 CCSBT-EC/2310/17 を説明した。当該文書を説明する際、インドネシアは、同メンバーの EEZ 内にある SBT 漁場に直接的なアクセスがある発展途上の沿岸国としての立場を強調した。インドネシアは、同メンバーには SBT 漁獲量をさらに増加させる能力があるにもかかわらず、委員会への加盟以降、その漁獲能力を制限することを余儀なくされていることを述べた。またインドネシアは、資源管理に対する同メンバーのコミットメントの証明として、CDS を含むモニタリングシステムを確立するための同メンバーによる努力及び科学的プロセスに対する貢献を強調した。
- 77. 複数のメンバーは、インドネシアからの提案を全面的に評価した上で他のメンバーへの国別配分量に対する同提案による潜在的な影響を十分に検討するための時間が限定的であることに対する懸念を表明した。また複数のメンバーは、SBTが自国の EEZ に出現すること、過去の方が漁獲量が多かったこと、また社会経済的影響など、インドネシアが自国に対する国別配分量割合の増加要請を正当化するために掲げた理由の多くは他のメンバーにも当てはまることを指摘した。
- 78. メンバーは、インドネシアの状況に対する同情を示すとともに、発展途上の沿岸国という同メンバーの立場を認識した。
- 79. あるメンバーは、インドネシアが国別配分量の範囲内で漁業を管理する ことの困難さに対しては同情するものの、そのこと自体が懸念材料であ ると述べた。
- 80. もう一つのメンバーは、インドネシアの返済計画が完了する前に国別配 分量を増加させることへの懸念を表明した。

- 81. インドネシアは、メンバーに対し、現行の配分決議に規定されている配分量割合の変更による恒久的な救済を希望していることを踏まえれば、配分の問題に対する暫定的な解決策を検討している時点でインドネシアは既に譲歩を見せていることをリマインドした。
- 82. メンバーは、インドネシアの現在の立場に対応するための方策(国別配分量割合のレビューも含み得る)を検討する用意があることを表明した。関係者と協議できるよう会合より十分前(少なくとも会合開始 60 日前)までに文書が提出されることを条件に、来年の会合において長期的な取決めを検討することが提案された。変更点を実施するタイミングとしては次のクオータブロックが望ましいこと、及び早期に議論を開始した方が良いことが留意された。提案が受け入れられるには早期の議論が重要となる。
- 83. EC が CTP による勧告 TAC である 20,647 トンに合意したこと、及び勧告 TAC から RMA として 6 トンを控除することは合意済であることから、メンバーに対して配分可能な TAC は 20,641 トンとなる。配分決議に基づく配分可能な TAC のメンバーへの配分量は表 1 のうち (1) 欄のとおりである。
- 84. インドネシアの状況を踏まえ、ECは、インドネシアに対し、2024年から 2026年までの各年において 130 トンの一時的な特別枠を提供することに合意した。
- 85. 韓国は、CCSBT 是正措置政策 (CPG3) に基づくと、漁獲上限を超過したメンバーは、EC による他の合意がある場合を除き、その過剰漁獲量を返済するまでは有効漁獲上限¹を増加させる資格を有しないことを指摘した。韓国は、インドネシアにはこの要件が適用されると主張し得るものの、インドネシアに対する配分量の増加にかかるコンセンサスには不本意ながら同意すると述べた。
- 86. 一時的な特別枠は、以下の条件のもとに提供される。
 - CC においてインドネシアの遵守状況にかかる年次レビューを行うこと、及び一時的な特別枠を停止又は削減できること
 - この取決めは2026年末に終了し、それ以降には延長されないこと
 - 将来的な国別配分量に関する議論及び CCSBT による決定の解釈に対して何らの影響も与えるものではないこと
- 87. 上記の遵守状況にかかる年次レビューには、インドネシアの義務(国別配分量に対する漁獲量、転載、CDS、小規模漁業の管理、データ交換要件及びオブザーバー要件といった分野を含む)にかかる履行状況の評価が含まれる。

[「]有効漁獲上限とは、メンバーに対する国別配分量に、国別配分量に関して合意された一切の短期的な変更 (例えば一時的な移譲) にかかる調整を加えた数量である。

- 88. この取決めは一時的な措置であって、全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議の付属書におけるメンバーの国別配分量比率に影響を及ぼすものではない。
- 89. さらに、日本は、2024年から 2026年までの各年において、インドネシアに対して 21 トン、南アフリカに対して 27 トンを自主的に移譲することに合意した。

表1:2024-2026年におけるメンバーに対する配分量及び有効漁獲上限

メンバー	配分量 (トン)	有効漁獲上限 (トン)
	(1)	$(2)^2$
日本	7,341	7,247
オーストラリア	7,341	7,295
ニュージーランド	1,296	1,288
韓国	1,477	1,468
台湾	1,477	1,468
インドネシア	1,193	1,336 ³
欧州連合	13	13
南アフリカ	503	527

- 90. EC は、表 1 に示した配分量及びパラグラフ 86 及び 87 の条件に合意した。
- 91. インドネシアは、メンバーによる検討に対する感謝を表明するとともに、日本による自主的な移譲に感謝した。さらにインドネシアは以下の声明を提出した。
 - インドネシアは、合理的なアプローチにより国別配分量に関する要請を行った。インドネシアは、EC 29 において提案されたように本年において国別配分量比率を変更することを強要しない。またインドネシアは、現在及び当面のニーズを反映する最低限の数量の要望が受け入れられることを期待しつつ、考え得る別のオプションについても期待しているところである。インドネシアは、漁船団の能力及び活力を正しく反映した適切な配分を通じてのみ、健全な SBT 漁業の管理を維持及び管理を実現することができると固く信じているところである。インドネシアの人口は増加しており、また雇用に対する需要が高まる中、漁業は、我が国の社会経済に対して多大に貢献している。

²日本からインドネシアへの自主的移譲分 21 トン及び一時的な特別枠である 80 トンを含む。また、日本から南アフリカへの自主的移譲分 27 トンを含む。

³表1におけるインドネシアの数字には、合意されている返済計画の一部としてインドネシアが2026年までの毎年に返済する91.3トンは含まれていない。

- インドネシアは、将来においても引き続き公正な配分を求めていく。 なぜならば、最も可能性が高い連続的な過剰漁獲を回避し、永遠に返済を続けなければならないメカニズムを断ち、また配分に関する長い 議論をも回避するためには、公正な配分こそが唯一の賢明な方法だからである。明らかに、現状は不便かつ不健全である。
- さらにインドネシアは、漁獲枠の配分比率について来年に再検討する 必要があると強く考えているところである。インドネシアは、関連す る国際法、とりわけ国連海洋法条約並びにみなみまぐろ保存条約の関 連規定に基づく発展途上沿岸国としてのインドネシアの懸念と地理的 位置に伴うこの問題に対して重大な懸念を持っている。保存及び管理 されるべきみなみまぐろの産卵場及び回遊ルートに当たるインドネシ アの主権と権利が果たす戦略的かつ極めて重要な役割を踏まえれば、 この緊急課題にはタイムリーに対処する必要があり、かつ前向きな対 応がされるべきである。

配分決議改正案

- 92. 日本は、全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議の改正を提案した文書 CCSBT-EC/2310/18 を説明し、また会合中にさらなる修正を提案したことを述べた。本提案に関して、日本は、2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビュー勧告 (PR-2021-59 及び 62) を踏まえ、新メンバー又はCNM に対する配分に関する規定から曖昧さを排除するとともに手続きを改善するべく関連規定を改正することを提案した。さらに日本は、EC が別の決定を行わない限り、当初の 3 漁期については新メンバーに対する配分量を変更せず固定することを提案した。また日本は、実際のクオータがメンバー分担金の計算根拠となるよう、配分決議の付属書から「名目漁獲量の水準」欄を削除することを提案した。
- 93. メンバーは共同で日本が提出した配分決議改正案を修正し、**別添 13** に示した改正決議に合意した。

議題項目 9. 生態学的関連種(ERS)

94. この議題項目にかかる議論は EC 会合の開会前に文書通信により開始された。

CCSBT 生態学的関連種 (ERS) 決議のアップデート

- 95. 議長は、ICCAT、IOTC 及び WCPFC の年次会合における ERS に関する 決定を踏まえた *CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議* 改正案を示した文書 CCSBT-EC/2310/13 (Rev.1)が事務局から提出されていることを述べた。
- 96. バードライフ・インターナショナル及び ACAP は、2024 年 7 月 1 日に発効予定となっている IOTC Resolution 23/07 on Reducing the Incidental Bycatch of Seabirds in Longline Fisheries において海鳥混獲の削減のために使用できる混獲緩和措置一覧に(ベストプラクティスの一つとして)鈎

針被覆装置の使用が追加されたことを述べた。海鳥被覆装置は単一の混 獲緩和措置として使用することができ、あほうどり及びみずなぎどりの 混獲の防止に資する措置である。

- 97. さらに ACAP は、ACAP による最新のベストプラクティス助言 (2023年5月の第13回 ACAP 諮問委員会会合 (AC13) において承認) において、引き続き (1) 荷重枝縄、(2) 夜間投縄、及び (3) トリラインの同時利用、又は評価済の海鳥被覆装置又は評価済の水中投縄装置のうちの一つの使用を浮はえ縄漁業における海鳥混獲緩和のために最も効果的な措置として勧告している。また直近の ACAP ベストプラクティス助言では、夜間投縄の定義についても明示している。ACAP は、IOTC 及び WCPFCの両機関がベストプラクティス混獲緩和措置の一つとして鈎針被覆装置の使用を承認したことを述べた。ACAP は、ERSWG 15 会合において最新のベストプラクティス助言の詳細を喜んで提供する考えである。
- 98. HSI は、CC 18 において夜間投縄にかかる不確実性が検討されることを望んでいたと述べ、夜間の時間帯に投縄を完了できなかった場合に対する ICCAT、IOTC 及び WCPFC の混獲緩和措置の意図を明確にするよう求めた。また HSI は、メンバーの個別及び集団的海鳥混獲削減目標及び実施期限を定めることにより、特定の種(SBT)の管理の資源量の増加に大きく資すると同時に他の種(海鳥)の絶滅に寄与することを防止することができると提案した。
- 99. オーストラリアは、鈎針被覆装置の使用を支持すると述べ、同措置が IOTC の ERS 措置におけるオプションの一つとなったことを歓迎した。 またオーストラリアは、2024年の ERSWG 15 会合においてベストプラ クティス混獲緩和措置の使用について検討することを支持し、夜間投縄 についても検討する用意があることを述べた。
- 100. ニュージーランドは、現在、表層はえ縄船団に関する国内海鳥規制のレビューを行っており、ACAPベストプラクティスについても検討していることを述べた。ニュージーランドは、空間的・時間的又は全漁獲努力横断的のいずれかの形で規制を強化する(3つのベストプラクティス混獲緩和措置の同時使用、又は鈎針被覆装置の使用)ことを検討している。また、特に海鳥相互作用をより良く理解するための情報の解析といった電子モニタリング(EM)の利点を述べた。
- 101. ピューは、他のオブザーバーの見解を支持するとともに、委員会に対し、ERS の混獲のモニタリングを目的とする EM の利用を検討するよう提案した。
- 102. EC は、**別紙 14** に示した改正 CCSBT ERS 決議を採択することに合意した。

ERS に関するメンバーのパフォーマンス

103. 議長は、ERS に関するメンバーのパフォーマンスにかかる事務局からの 報告については文書 CCSBT-CC/2310/05 として CC 会合に提出されたこ とを述べた。 104. この議題項目の下にメンバーから提起された問題はなかった。

CCSBT 海鳥に関する複数年戦略

- 105. 議長は、2022年に採択された CCSBT の海鳥に関する複数年戦略について言及し、メンバーに対し、同戦略にかかる今日までの進捗状況について検討するよう招請した。
- 106. メンバーからの発言はなかったものの、議長は、本事項については 2024 年の ERSWG 15 会合において検討できることを述べた。

<u>議題項目 10. 非メンバーと</u>の関係

- 107. この議題項目にかかる議論はEC会合の開会前に文書通信により開始された。
- 108. 事務局は、CCSBT 29 以降における事務局と非メンバーとの連絡状況を 総括した文書 CCSBT-EC/2310/14 を提出した。中国、フィジー、モーリ シャス、パナマ、シンガポール及び米国に対し、本会合及び CC 18 に参 加するよう招請していたところである。
- 109. EC は、中国、フィジー、マレーシア、モーリシャス、パナマ、セイシェル、シンガポール及び米国に対し、CC 19 及び CCSBT 31 会合にオブザーバーとして参加するよう招請することに合意した。
- 110. 議長は、CCSBT の CDS に引き続き協力している米国に対する感謝を表明した。また議長は、今次会合に参加したセイシェルに対する感謝を述べた。

議題項目 11. 他の機関との活動

- 111. この議題項目にかかる議論はEC会合の開会前に文書通信により開始された。
- 112. 会合は、CCSBT は太平洋くろまぐろの管理に関する IATTC/WCPFC 北委員会合同作業部会(JWG)の補助機関である漁獲証明制度技術会合議長の太田慎吾氏からの連絡を受けていることを説明した文書 CCSBT-EC/2310/15 の第 4 セクションに留意した。JWG は、太平洋くろまぐろの電子漁獲証明を開発するにあたり、CCSBT からの技術的支援を要請している。要請されている支援の内容には、CCSBT が開発した eCDS システムのリソースの共有が含まれる。太平洋共同体(SPC)によるデータへの貢献を認識しつつ技術的な共有を可能とするような文書を作成するべく関係各所との協議が進められており、CCSBT 事務局は今後もこうした議論を支援していく予定である。

11.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告

- 113. メンバーは、他の RFMO との協力関係を改善するため、関心のある RFMO の会合において CCSBT オブザーバーとなり、これらのメンバーは CCSBT に対して関連事項の報告書を提出している。
- 114. CCSBT オブザーバーとしての任務の一環として、メンバーから以下の報告書が提出された。
 - 第19回中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)通常総会に関する韓 国の報告書(CCSBT-EC/2310/24)
 - 南極海の海洋生物資源の保存に関する委員会(CCAMLR) 第 41 回年 次会合に関するニュージーランドの報告書(CCSBT-EC/2310/23)
 - インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 第6回特別会合及び第27回年次会 合に関するインドネシアの報告書 (CCSBT-EC/2310/19)
 - 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 第 23 回特別会合の代替として行われた 2022 年の委員会の必須業務に関する検討結果に関する日本の報告書 (CCSBT-EC/2310/20)
 - 2023 年全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)年次会合に関する台湾の報告書(CCSBT-EC/2310/21)
- 115. 2023/24年において、以下のメンバーが CCSBT 代表としてその他 RFMO における CCSBT オブザーバーを務めることが合意された。
 - 韓国は、引き続き WCPFC に対するオブザーバーとなる。
 - ニュージーランドは、引き続き CCAMLR に対するオブザーバーとなる。
 - インドネシアは、引き続き IOTC に対するオブザーバーとなる。
 - 日本は、引き続き ICCAT に対するオブザーバーとなる。
 - 台湾は、引き続き IATTC に対するオブザーバーとなる。

議題項目 12. データ及び文書の機密性

12.1. 2023 年の報告書及び文書の機密性

- 116. この議題項目にかかる議論はEC会合の開会前に文書通信により開始された。
- 117. EC は、事務局文書 CCSBT-ESC/2308/04「事務局による漁獲量のレビュー」別紙 A、及び文書 CCSBT-CC/2310/14「非メンバーによる漁業活動/貿易の可能性及び貿易情報の概要」別紙 Aの Trygg Matt Tracking (TMT) による報告書を除き、CCSBT 30の下での全ての会合報告書及び会合に提出された文書を公開することに合意した。

議題項目 13. 2024 年の会合

- 118. この議題項目にかかる議論は EC 30 会合の開会前に文書通信により開始 された。
- 119. EC は、2024年に台湾において対面による ESC、CC 及び EC 会合を以下 の日程により開催することに合意した。
 - 第29回拡大科学委員会会合:2024年9月2-6日
 - 第19回遵守委員会会合:2024年10月3−5日
 - 第31回拡大委員会会合: 2024年10月7-10日
- 120. また EC は、第 15 回生態学的関連種作業部会会合(ERSWG 15)を 2024 年 6月 4-7 日にかけて東京(日本)で開催することに合意した。当該会合のタイミングは 2023 年 ERSWG データ交換の前であること、また近年のデータに不備があったことから、ERSWG の進捗が制約を受ける可能性が指摘された。ニュージーランドは、同メンバーの漁業における鈎針被覆装置の使用に関する追加情報を提供することを申し出た。
- 121. ニュージーランドは、海鳥類に関するリスク評価作業を進めるための ERSWG 技術会合 (ハイブリッド会議として開催)をホストする予定である。同会合への参加はメンバー限定であるが、バーチャルでの参加が想定されている。開催日程及び開催地については ERSWG 議長及びメンバーとの協議により休会期間中に決定される予定であるが、同会合は ERSWG 15 会合より前に開催される。
- 122. EC は、第 14 回オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合 (OMMP 14) を 2024 年 6 月 24 日の週にシアトル (米国) で開催することに合意した。この OMMP 会合は OM の仕様及びソフトウェアのアップグレードプロジェクトの一環として開催されるもので、したがって同会合は非公式会合として取り扱われ、会合報告書は作成されないことが留意された。

<u>議題項目 14.</u> 第 31 回 CCSBT 年次会合に付属する拡大委員会の議長及び 副議長の選出

- 123. 議長は、ECの議長及び副議長の推薦はなかったので、従前の方式及び 会合主催のローテーションに従って議長及び副議長が決定されることを 述べた。したがって、台湾が EC 議長を、またインドネシアが副議長を 務めることとなる。
- 124. 議長は、台湾に対し、可能な限り速やかに議長を務める推薦者を事務局に提示するよう求めた。
- 125. インドネシアは、インドラ・ジャヤ博士を EC 31 会合の副議長として指 名した。

議題項目 15. その他の事項

- 126. 韓国は、韓国から CCSBT 事務局への人材派遣プログラムの設立を提案した文書 CCSBT-EC/2310/22 を説明した。韓国は、まぐろ類 RFMO の中でもとりわけ CCSBT が効果的な漁業管理及び生態系バランスの保全という極めて重要な役割を果たしているものと認識しており、CCSBT を韓国の漁業管理専門家が学ぶ場としても貢献する場としても理想的なプラットフォームであると見なしていることを述べた。このため、韓国は、プログラムの様々な側面に対処するための管理ルールに言及しつつ、韓国政府職員が CCSBT 事務局で勤務することができるようにするための派遣プログラムを設立することを提案した。
- 127. メンバーは、本イニシアティブ、キャパシティ・ビルディングに対する 寄与、及び事務局に追加的な事務能力が提供されることによる利点を支 持した。メンバーは、将来的には本プログラムを他のメンバーも含める 形で拡大していくことへの関心を示した。
- 128. メンバーは、主な懸念点としてデータの機密保持を挙げた。事務局は、 出向者によるデータアクセスに制限を設けることに問題はなく、この点 については出向者の役割に適用されるスコープ及び制約に関するメンバ ーの決定に従って対応可能であることを確認した。
- 129. あるメンバーは、本プログラムの候補者がどの程度の経験を有する者であるのかについて質問した。韓国は、経験のレベルは必ずしも特定されていないが、重要な基準は出向者が漁業に関する適切な水準の経験を有していることであると回答した。
- 130. メンバーは韓国による派遣提案を承認し、出向期間の開始前に出向者の 業務の範囲及び機密保持契約に関する詳細をメンバーに共有して承認を 得ることを条件に、MoUを暫定的に承認した。

議題項目 16. 閉会

16.1. 報告書の採択

131. 会合報告書が採択された。

16.2. 閉会

132. 会合は 2023年 10月 12日午後 16時 4分に閉会した。

別紙リスト

別	[糸	H
/-	//	~ 1

1.	参加者リスト
2.	議題
3.	文書リスト
4.	大韓民国海洋水産部長官による歓迎の辞
5.	メンバーのオープニング・ステートメント
6.	オブザーバーのオープニング・ステートメント
7.	CCSBT 職員規則
8.	財政運営委員会報告書
9.	第6回戦略・漁業管理作業部会報告書
10.	2023 - 2028 年みなみまぐろ保存委員会戦略計画
11.	第 18 回遵守委員会会合報告書
12.	第 28 回科学委員会会合報告書
13.	全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議
14.	CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議

参加者リスト 第30回委員会年次会合に付属する拡大委員会

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Email			
EXTENDED COMMISSION CHAIR									
Dae-Yeon	MOON	Dr		REPUBLIC OF		dymoon1001@hotmail.co			
				KOREA		m			
SCIENTIFIC COMMITTEE CHAIR									
Kevin	STOKES	Dr		NEW ZEALAND		kevin@stokes.net.nz			

COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR								
Frank	MEERE	Mr	AUSTRALIA	fmeere@aapt.net.au				

MEMBERS							
AUSTRA	LIA						
George	DAY	Mr	Head of Delegation/ Assistant Secretary	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6466	george.day@awe.gov.au
Wez	NORRIS	Mr	Chief Executive Officer	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5534	Wez.Norris@afma.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Alternate/ Assistant Director, Regional Fisheries	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306	neil.hughes@aff.gov.au
Selina	STOUTE	Ms	Alternate/ Senior Manager Tuna and Antarctic Fisheries	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5555	Selina.Stoute@afma.gov. au
Daniel	CORRIE	Mr	Strategic Monitoring and Assessment Program Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5555	daniel.corrie@afma.gov.a u
Brian	JEFFRIESS	Mr	Consultant	Australian SBT Industry Association	PO Box 1146 Port Lincoln SA 5606 Australia	61 419 840 299	ceo@asbtia.org
Daniel	CASEMENT	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association	PO Box 1146, Port Lincoln, SA. 5606	61 427 601 316	7 ceo@asbtia.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
Kylie	PETHERICK	Ms	Chief Financial Officer	Stehr Group	PO Box 159, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 400 160 465	kylie@stehrgroup.net
Peter	FARE	Mr	Marketing Manager	Australian Fishing Enterprises Pty Ltd Chair ASBTIA Executive Committee		61 402 417 027	peterfare@saringroup.co m.au
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia Pty Ltd	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	61 8 9335 5499	terry@romaro.name
Sean	ROMARO	Mr	Executive	Ship Agencies Australia Pty Ltd	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	61 474 740 000	sean@romaro.name
Simoan	HAYMAN	Mrs	Executive Manager	Blaslov Fishing Group Pty Ltd	35 North Quay Bld Port Lincoln SA 5606,		simoan@blaslovfishing.c om.au
Lukina	LUKIN	Ms	Owner/Manage r	Dinko Tuna Farmers Pty Ltd	PO Box 2013 Port Lincoln SA 5606	61 400 221 996	lukina@dinkotuna.com
Michael	VAN DOORN	Mr	Director	Dinko Tuna Farmers Pty Ltd	PO Box 2013 Port Lincoln SA 5606	61 418 837 051	mvandoor@bigpond.net.a u
Amrik	AULAKH	Mr	Assistant to the Managing Director	Dinko Tuna Farmers Pty Ltd	PO Box 2013 Port Lincoln SA 5606	61 439 222 369	amrik@dinkotuna.com
	NTITY OF TAI			T' 1 ' A	OF N 100 C 2	0062	. 1 1000
Tsu-Kang	WEN	MIT.	Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (ROC)	23835 900	tsukang 1008 @ms1.fa.gov.tw
Ming-Hui	HISH	Mr.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (ROC)	886 2 23835 872	minghui@ms1.fa.gov.tw
Min-Huei	TZENG	Ms.	Secretary	Ministry of Foreign Affairs			mhtzeng@mofa.gov.tw
Huang-chih	CHIANG	Dr.	Professor of Law	National Taiwan University Law	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, Taiwan	3366	hcchiang@ntu.edu.tw

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
Yi-Kun	LEE		Secretary	Overseas Fisheries Development Council of the Republic of China (OFDC)	Wenzhou St., Da'an Dist., Taipei City 106018 , Taiwan (R.O.C.)	2368 0889 #154	davidlee@ofdc.org.tw
Po-Hsiang	LIAO	Mr.	PhD. student	National Taiwan University Law	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, Taiwan	(02)33 66890 0	d12a21002@ntu.edu.tw
Li-Wen	HSU	Ms.	Vice Chair of Committee	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 84196 06	hwa.fish@msa.hinet.net
Kuan-Ting	LEE	Mr.	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 84196 06	simon@tuna.org.tw
Hsiu-Wan	CHENG	Ms.	Section Chief	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 84196 06	ann@tuna.org.tw
INDONESIA		3.4	Contr	Mining Car :	TI M. J. M. 1.1	(2.2	
Putuh	SUADELA	Mrs.	Capture Fisheries Production Management Senior Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Timur No. 16,	62 2 1351 9070	putuhsuadela@gmail.com
Fayakun	SATRIA	Dr.	Head of National Research and Innovation Agency	National Research and Innovation Agency	Gedung B.J. Habibie, Jl. M.H. Thamrin No. 8, Jakarta Pusat 10340	62 811 1933 3632	fsatria70@gmail.com
Indra	JAYA	Prof	Head on national Committee on Fish Stock Assessment Indonesia	Bogor Agricultural University	Jl. Raya Dramaga, Kampus IPB Dramaga Bogor, 16680 West Java, Indonesia	62 251 862 2642 ext.10	indrajaya123@gmail.com
Muhammad	FEBRIANOER	Mr	Cooperation Analyst for Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries of the Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110		mfebrianoer@kkp.go.id
Zaki	MUBAROK	Mr	Legislative Drafter of Legal Bureau		Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110		jbusro@gmail.com
Ari	PRASETYO	Mr	Legislative Drafter of Legal Bureau	-	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110		bho.kkp@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
JAPAN Tetsuya	KAWASHIMA	Mr.	Counsellor	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 3591 1086	tetsuya_kawashima610@ maff.go.jp
Masahiro	AKIYAMA	Mr.	Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 3591 1086	masahiro_akiyama170@ maff.go.jp
Hiroto	NAKAMOTO	Mr.	Section Chief	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 3591 1086	hiroto_nakamoto890@ma ff.go.jp
Hiroaki	ONDA	Mr.	Section Chief	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 6744 2364	hiroaki_onda990@maff.g o.jp
Tomohiro	KONDO	Mr.	Deputy Director	Fisheries Division, Ministry of Foreign Affairs	2-2-1 kasumigaseki, chiyoda ward, Tokyo		tomohiro.kondo- 2@mofa.go.jp
Tomoyuki	ІТОН	Dr.	Chief Scientist	Fisheries Resources Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency	2-12-4 Fukuura, Yokohama, Kanagawa 236- 8648, Japan	81 45 788 7615	ito_tomoyuki81@fra.go.j p
Kenji	KAGAWA	Mr.	president	Japan Tuna Fisheries Co-operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		kagawa@japantuna.or.jp
Yuji	UOZUMI	Mr.	SC Advisor	Japan Tuna Fisheries Co-operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		uozumi@japantuna.or.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr.	SP Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		katsuyama@japantuna.or. jp
Nozomu	MIURA	Mr.	Deputy Director	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		miura@japantuna.or.jp
Daisaku	NAGAI	Mr.	Manager	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		nagai@japantuna.or.jp
Hiroaki	KATSUKURA	Mr.	Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		gyojyo@japantuna.or.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
Keita	KAGOO	Mr.	Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan	81 3 5646 2382	gyojyo@japantuna.or.jp
Kaoru	HANEDA	Mr.	Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		gyojyo@japantuna.or.jp
Takaaki	ANDO	Mr.	Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan	81 3 5646 2382	gyojyo@japantuna.or.jp
Hirohito	IKEDA	Mr.	Managing Director	Ikeda Suisan	370Ashizaki,Nyuze n,Shimoniikawa- gun,Toyama Pref. 939-0667	81 765 76 0311	hirohito@poppy.ocn.ne.jp
Kotaro	NISHIDA	Mr.	Deputy Manager	National Ocean Tuna Fishery Association	1-28- 44,Shinkawa,Chuo- ku,Tokyo,104-0033 Japan		k-nishida@zengyoren.jf- net.ne.jp
Kenichi	NISHIKAWA	Mr.	Advisor	Japan Tuna Fisheries Co- operative Assiociation	2-31-1 Eitai, Koto- ku, Tokyo 135-0034 Japan		gyojyo@japantuna.or.jp
Shiho	YONEKUBO	Ms.	Advisor	Consul, Consulate- General of JAPAN in Busan	-		shiho.yonekubo@mofa.go .jp
NEW ZEAI							
Arthur	HORE	Mr	Chief Fisheries Analyst	Fisheries New Zealand	PO Box 53030, Auckland New Zealand 2022	64 9 820 7686	Arthur.Hore@mpi.govt.n z
Robert	GEAR	Dr	A/Director Fisheries Management	Fisheries New Zealand	PO Box 2526, Wellington 6140, New Zealand		Robert.Gear@mpi.govt.nz
REPUBLIC Soobin	C OF KOREA SHIM	Ms	Team Leader (RFMOs)	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Complex Building 5, #94, Dasom 2-ro, Sejong, Korea	200	sbin8shim@korea.kr
Ilkang	NA	Mr	Policy Officer & Multilateral Fisheries Negotiator	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Complex Building 5, #94, Dasom 2-ro, Sejong, Korea	200	ikna@korea.kr
Jaebong	LEE	Dr.	Scientist	National Institute of Fisheries Science	216, Gijanghaean- ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 46083	82 51 720 2310	leejb@korea.kr

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
Haewon	LEE	Dr.	Scientist	National Institute of Fisheries Science	216, Gijanghaean- ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 46083	82 51 720 2330	roundsea@korea.kr
Jung-Hyun	LIM	Dr.	Scientist	National Institute of Fisheries Science	216, Gijanghaean- ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 46083	82 51 720 2331	jhlim1@korea.kr
Heewon	PARK	Dr.	Scientist	National Institute of Fisheries Science	216, Gijanghaean- ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 46083	82 51 720 2332	heewon81@korea.kr
Dong-hae	KWAK	Mr	Deputy Director	National Fishery Products Quality Management Service	337 Haeyang-ro, Youngdo-ku, Busan		kdh086@korea.kr
Minkyung	KIM	Ms	Assistant Director	National Fishery Products Quality Management Service	337 Haeyang-ro, Youngdo-ku, Busan		kyung91206@korea.kr
Daeun	KWON	Ms.	Inspector	Fisheries Monitoring Center,	638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079, Republic of Korea	82 51 410 1410	fmc2014@korea.kr
Hyeju	KANG	Ms.	Inspector	-	638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079, Republic of Korea	410	fmc2014@korea.kr
Taerin	KIM	Ms.	Advisor		638 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Busan, 46079, Republic of Korea		shararak@korea.kr
Soomin	Kim	Ms	Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	6th FL, S Building, 253, Hannuri-daero, Sejong, Republic of Korea	44-	soominkim@kofci.org
Seung Gwon	KANG	Mr	Assistant Manager	Dongwon Industries Co., Ltd.	68 Mabang-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea		i3255@dongwon.com
Jin Seok	PARK	Mr	Deputy General Manager	Sajo Industries Co., Ltd.	107-40, Tongil-ro, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	82 2 3277 1651	goodtime9@sajo.co.kr
Chong Sam	PAK	Mr	Director	Dong Won Fisheries Co., Ltd.	#569-34, Sinpyung- dong, Saha-gu, Busan, Korea		dwpjs@dwsusan.com
Jeong II	CHU	Mr	Manager	Dong Won Fisheries Co., Ltd.	#569-35, Sinpyung- dong, Saha-gu, Busan, Korea	82 10 2274 8853	cji@dwsusan.com
Ye Sol	SONG	Ms	Staff	Dong Won Fisheries Co., Ltd.	#569-38, Sinpyung- dong, Saha-gu, Busan, Korea	82 10 4864 1252	dwyss@dwsusan.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
Bong Jun	СНОІ	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl. Samho Center Bldg "A" 83, Nonhyeon-ro, Seochog-gu, Seould, Korea	82 2 589 1613	bj@kosfa.org
SOUTH AF	RICA						_
Saasa	РНЕЕНА	Mr.	Chief Director: Marine Resources Management	Department of Forestry, Fisheries and the Environment, South Africa.	Private Bag X2, Vlaeberg 8018 Cape Town South Africa	27 214 023 552	Spheeha@dffe.gov.za
Johan	DE GOEDE	Mr	Advisor	Department of Forestry, Fisheries and the Environment	P.O. Box 92, SALDANHA BAY 7395	27 834 614 522	JdeGoede@dffe.gov.za
Aphiwe	NONKENEZA	Mr	Senior Administrative Officer - Large Pelagic Fisheries	Department of Forestry, Fisheries and the Environment	Foretrust Building, Martin hammerschlagt way, Foreshore, Cape Town.	955	ANonkeneza@dffe.gov.za
OBSERVE	RS						
SEYCHELI Roy	L ES CLARISSE	Mr	Principal Secretary	Department Of Fisheries	Republic of Seychelles	248 251 1725	rclarisse@gov.sc
AGREEME	NT ON THE CO	ONSE	RVATION O	F ALBATROSSI	ES AND PETRELS	S	
Christine	BOGLE	Dr	Executive Secretary	ACAP Secretariat	119 Macquarie St, Hobart, Tas 7000,Australia	61 4 1913 5806	christine.bogle@acap.aq
BIRDLIFE	INTERNATION	IAL					
Stephanie	BORRELLE	Dr	Pacific Marine Coordinator	BirdLife International	205 Glengarry Road, Auckland, New Zealand 0602	64 211 362 531	Stephanie.Borrelle@Bird Life.org
Yasuko	SUZUKI	Dr	Senior Marine Speciaist	BirdLife International	1-13-1 Nihonbashi Kakigaracho, Chuo City, Tokyo, 131- 0014 Japan	81 3 6206 2941	yasuko.suzuki@birdlife.o rg
	SOCIETY INTE						
Nigel	BROTHERS	Mr	Marine Ecology and Technology Consultant	Humane Society International - Australia	178 South Arm Drive, Wonga Beach, 4873, QLD, Australia	61 4 2967 4142	brothersbone 1 @ gmail.co m
	RITABLE TRUS						
Alyson	KAUFFMAN	Ms	Principle Associate	Pew Charitable Trusts	901 E St NW Washington DC 20004	1 202 540 6756	akauffman@pewtrusts.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Email
INTERPRE	TERS						
Kumi	KOIKE	Ms					
Yoko	YAMAKAGE	Ms					
Kaori	ASAKI	Ms					
CCSBT SE	CRETARIAT						
Dominic	VALLIERES	Mr	Executive				dvallieres@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Secretary Deputy Executive		014.5	61.0	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Secretary Database Manager	CCSBT Secretariat	81A Denison Street Deakin ACT 2605 Australia	61 2 6282 8396	CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance				siball@ccsbt.org
Ross	WANLESS	Dr	Manager Seabird Project Manager				rwanless@ccsbt.org

議題

第 30 回委員会年次会合に付属する拡大委員会 2023 年 10 月 9-12 日 韓国、釜山

- 1. 開会
 - 1.1. 第30回委員会年次会合に付属する拡大委員会議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. オブザーバー
- 2. 事務局からの報告
 - 2.1. CCSBT 職員規則改正案
- 3. 財政及び運営
 - 3.1. 財政運営委員会(FAC) からの報告
- 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告
- 5. 戦略・漁業管理作業部会からの報告
- 6. 遵守委員会からの報告
- 7. 拡大科学委員会からの報告
- 8. 総漁獲可能量及びその配分
 - 8.1. TAC の決定
 - 8.2. 調査死亡枠
 - 8.3. TAC の配分
- 9. 生態学的関連種(ERS)
- 10. 非メンバーとの関係
- 11. 他の機関との活動 11.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告
- 12. データ及び文書の機密性 12.1. 2023 年の報告書及び文書の機密性
- 13. 2024年の会合

- 14. 第 31 回 CCSBT 年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出
- 15. その他の事項
- 16. 閉会
 - 16.1. 報告書の採択
 - 16.2. 閉会

文書リスト 第30回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/2310/)

- 1. Provisional Agenda
- 2. List of Participants
- 3. Draft List of Documents
- 4. (Secretariat) Report from the Secretariat (EC agenda item 2)
- 5. (Secretariat) Proposed Amendment to Staff Regulations (EC Agenda item 2.1)
- 6. (Secretariat) Draft Revised 2023 Budget (EC agenda item 3)
- 7. (Secretariat) Draft 2024 and indicative 2025 2026 Budgets (EC agenda item 3)
- 8. (Secretariat) Review of SBT Fisheries and ERS Interactions (EC agenda item 4)
- 9. (Secretariat) Report from the Strategy and Fisheries Management Working Group (EC Agenda item 5)
- 10. (Secretariat) Report from the Compliance Committee (EC agenda item 6)
- 11. (SC Chair) Chairman's report of the Twenty Eighth Meeting of the Extended Scientific Committee (EC agenda item 7)
- 12. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation (EC agenda item 8)
- 13. (Secretariat) Update to CCSBT's Resolution on Ecologically Related Species (ERS) (Rev.1) (EC Agenda item 9)
- 14. (Secretariat) Relationship with Non-Members (EC agenda item 10)
- 15. (Secretariat) Activities with Other Organisations (EC agenda item 11)
- 16. (Secretariat) Confidentiality of Data and Documents (EC agenda item 12)
- 17. (Indonesia) Proposal on revising TAC Allocation of Southern Bluefin Tuna (EC agenda item 8.3)
- 18. (Japan) Japan's Proposal to amend Resolution on the Allocation of the Global Total Allowable Catch (EC agenda item 8.3)
- 19. (Indonesia) Report from the CCSBT Observer (Indonesia) to the 6th Special Session and 27th Annual Meeting of the Indian Ocean Tuna Commission (IOTC) (EC agenda item 11.1)
- 20. (Japan) Report from the CCSBT Observer to the 2022 Discussions on Essential Commission Business in Lieu of The 23rd Special Meeting of The International Commission for The Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT) (EC agenda item 11.1)
- 21. (Taiwan) Report from the CCSBT Observer (TAIWAN) on the 2023 Annual Meeting of the Inter-American Tropical Tuna Commission (EC agenda item 11.1)

- 22. (Korea) Proposal on establishing a secondment program to CCSBT (EC agenda item 15)
- 23. (New Zealand) Report from the CCSBT Observer (New Zealand) to the 41st Annual Meeting of the Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (EC Agenda item 11.1)
- 24. (Korea) Report from the CCSBT Observer (Republic of Korea) to the Nineteenth Regular Session of the Western and Central Pacific Fisheries Commission (WCPFC) (EC Agenda item 11.1)

(CCSBT-EC/2310/Rep)

- Report of the Eighteenth Meeting of the Compliance Committee (October 2023)
- 2. Report of the Twenty-Eighth Meeting of the Scientific Committee (August -September 2023)
- 3. Report of the Sixth Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (July 2023)
- 4. Report of the Thirteenth Operating Model and Management Procedure Workshop (June 2023)
- 5. Report of the Twenty Nineth Annual Meeting of the Commission (October 2022)
- 6. Report of the Seventeenth Meeting of the Compliance Committee (October 2022)
- Report of the Twenty-Seventh Meeting of the Scientific Committee (August -September 2022)
- 8. Report of the Fourteenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2022)
- 9. Report of the Twenty Eighth Annual Meeting of the Commission (October 2021)
- 10. Report of the Twenty-Seventh Annual Meeting of the Commission (October 2020)

(Documents to be discussed from the Compliance Committee Meeting)¹

(CCSBT-CC/2310/SBT Fisheries -)

Australia

Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

European Union Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

Indonesia

Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

¹ メンバーが拡大委員会(EC)会合において検討する可能性がある CC 会合文書。これらの文書につい ては再度の文書番号の付与は行わない。

Japan Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

Korea Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

New Zealand Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

South Africa Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

Taiwan Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

(CCSBT-CC/2310/)

1. Provisional Agenda

- 4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (Rev.1) (CC agenda items 2.1, 2.4.1, 2.4.2)
- 5. (Secretariat) Annual Report on Members' implementation of ERS measures and performance with respect to ERS (CC agenda item 2.1)
- 6. (Secretariat) Review of Implementation of Indonesia's and South Africa's Corrective Actions (CC agenda item 2.4.2)
- 7. (Secretariat) CCSBT High Level Guiding Principles for EM/S (CC agenda item 5)
- 8. (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures (Rev.1) (CC agenda items 2.2.2, 2.2.3, 6)
- 9. (Secretariat) Proposed Draft Revised CCSBT Authorised Vessel Resolution (CC agenda item 6)
- 10. (Secretariat) Review of Corrective Actions Policy (Compliance Policy Guideline 3) (CC agenda item 7.1)
- 11. (Secretariat) Development of a Revised Strengthened CCSBT Transhipment Resolution (CC agenda item 7.2.1)
- 12. (Secretariat) Potential Future Options for CCSBT's Quality Assurance Review (QAR) Programme (CC agenda item 8.1)
- 13. (Secretariat) Secretariat's analyses for Japan's Market Proposal related items (CC agenda item 8.2.2)
- 14. (Secretariat) Potential Non-Member Fishing Activity/Trade & Trade Summaries (CC agenda item 8.3)
- 15. (Secretariat) Update on CCSBT's Compliance Relationships with Other Bodies and Organisations (CC agenda item 8.3, 9)

- 16. (Secretariat) Progress Update on the CCSBT's Trial eCDS Project (CC agenda item 10)
- 17. (Secretariat) Update on Seabird Project to Enhance the Implementation of Seabird Measures (CC agenda item 11)
- 18. (Indonesia) A Proposal for Amendment of Resolution on Establishing a Program for Transhipment by Large-Scale Fishing Vessels (CC agenda item 7.2.1)
- 19. (Japan) Update on the work in relation to annual verification with CDS data and different data sets (CC Agenda item 8.2.1)
- 20. (Japan) Improvement of the estimation of Japanese southern bluefin tuna catch based on market statistics and research data (CC Agenda item 8.2.1)

(CCSBT-CC/2310/Info)

- 1. (Secretariat) Discussion Paper on Electronic Monitoring (EM) and Associated System (CC Agenda item 5)
- 2. (BirdLife International) Global prevalence of setting longlines at dawn highlights bycatch risk for threatened albatross (CC Agenda item 2.1)
- 3. (Pew Charitable Trust) Approached to evaluate and strengthen RFMO compliance processes and performance A toolkit and recommendations (CC Agena item 7.1 and 8.3)

(CCSBT-TCWG/2310/)

4. (Secretariat) Review of Compliance Risks & Proposed Action Items for Input into the Compliance Action Plan

(CCSBT-TCWG/2310/info)

- 1. (Secretariat) CCSBT Compliance Plan
- 2. (Secretariat) Draft Strategic Plan for the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna 2023 2028

大韓民国海洋水産部長官による歓迎の辞

ドミニク・ヴァリエー事務局長、ムン・デョン委員会議長、オーストラリア、インドネシア、日本、ニュージーランド、南アフリカ、漁業主体台湾の代表団の皆様、オブザーバーの皆様、

私は、第30回 CCSBT 年次会合の開催を心よりお祝い申し上げるとともに、 釜山にお集まりの皆様を心より歓迎申し上げます。

釜山では、これまで数多くの水産関連の国際会議を開催してまいりました。 このため、皆様の中にはこの会合が別の地で開催されることを希望されてい た方もいらっしゃるかも知れません。

韓国には数多くの美しい都市がありますが、釜山は我が国随一の港湾都市として際立った存在であります。

釜山は、沿岸漁船と遠洋漁船の両方において重要な寄港地となっております。

釜山のにぎやかな港と活力ある魚市場は、夜明けの直後から漁業業界のダイナミックなエネルギーを体験できる絶好の場所であります。

このように釜山は漁業の分野において特別な地位を占めている都市であり、 だからこそ、私は海洋水産部長官としてこの都市に深い愛着を抱いているの であります。

さらに、CCSBTのような重要な会合がここ釜山で開催され、私が本日この場で開会のスピーチを行う栄誉を得たことを大変喜ばしく思います。

ご列席の皆様、

この第30回委員会会合の意義は言葉に表し尽くすことができません。

今回の会合において、COVID-19パンデミックという難題のためにオンラインでの会合を余儀なくされた過去3年間より以降、初めて対面会合に戻ることとなりました。また今回の会合は、新たに事務局長に就任されたドミニク・ヴァリエー氏にとって最初の年次会合となります。

今回の委員会において、私どもは、MPの計算結果に基づく TAC の採択や、 その後の配分の決定など、非常に重要な事項を審議することになります。

これらの重要な議論のために対面により会合できたことは、私どもにとって非常に幸運な機会であります。

本年8月に済州島で開催されたESC会合の結果から、SBT資源が増加傾向を 見せているのは心強いことであります。 この前向きな傾向から、現行の TAC から 3,000 トンを増加させるという科学的な助言が導かれております。

さらなる議論が予想される中、私は、SBT資源の再建に貢献するためのメンバーの皆様及び漁業者の方々による揺るぎない献身と弛まぬ努力に心から感謝の意を表するものであります。

CCSBT は、他のまぐろ類 RFMO よりも早い段階から MP を導入することにより、資源管理における著しい効率性を示してまいりました。

これは、皆様が誇るべき偉業であります。この偉業を念頭に置きながら、私は、本年の会合が、利用可能な最善の科学的情報に導かれ、非常に生産的な結果につながるものと確信しております。

ご列席の皆様、

CCSBT を含む今日の RFMO は、混獲種の保護及び海洋生態系の保全のための戦略を策定する上で極めて重要な地位にあり、その責任は漁獲量の配分や漁業管理に留まるものではありません。

この世界的な要請に応えることができるよう、大韓民国海洋水産部は、 RFMOとの緊密な協力体制を育むとともに、私どもの国内政策を強化してい くことをお約束いたします。

私どもは、今次会合を通じて、この積極的なアプローチを維持し、さらに推し進めていく所存であります。

最後に、ここ釜山での一週間が、実りある、また洞察に満ちた討議の場となることを祈念いたします。

私どもの活気に溢れたこの街での滞在中の記憶に残る瞬間を大切にしていただければ幸いです。

ありがとうございました。

オーストラリアのオープニング・ステートメント

まず始めに、オーストラリアとして、本年の会合の主催してくださった大韓 民国、議長であるムン・デョン氏、またいつもながら高い水準で会合文書と 会議の手配をしてくださった事務局、辛抱強く良い仕事をしてくださる通訳 者、そして勿論他の代表団及び参加者の皆様に対して感謝を申し上げます。

私は、先週開催された遵守委員会が大いに成功を収め、また優れた協力の精神の下に開催されたものと理解をしております。オーストラリアは、遵守は委員会の任務における主要な側面であると認識しており、この点において継続的な改善が見られていることを喜ばしく思っているところです。

本年の委員会に対しては、昨年に運用されたケープタウン方式による非常に 前向きな結果及び全世界の総漁獲可能量(TAC)の最大限の増加という勧告 を踏まえて、次のクオータ期間における漁獲上限に合意することが再度求め られております。

オーストラリアは、将来における資源の再建を確保するため、本年のように TAC の増加が提案された年だけでなく、漁獲枠の削減に合意するよう要請された場合であっても、管理方式と全世界 TAC の設定とを緊密に連結させることを強く支持いたします。

昨年、オーストラリアは、私どものステレオビデオトライアルに関する作業計画を提出いたしました。私どもは、当該計画に示された全てのマイルストーンを達成したことを謹んでご報告申し上げます。私どもは、2024年初頭にステレオビデオトライアルにおける次の段階に取り組むこととしており、その結果を委員会に報告いたします。

オーストラリアは、本年も財政運営委員会(FAC)の議長の役割を再度務めさせていただけることを誇りに思います。FACの任務は委員会にとって極めて重要であり、経費の逼迫がより一層強まっている状況にあることを指摘いたします。私どもは、次の2つの予算案にかかる予算的な解決策を見出すとともに、将来的に持続可能な方法で収入と支出をバランスさせるよう務めるための作業を行うこととなります。

ここにいらっしゃる皆様と同様に、オーストラリアは、CCSBTによって最善の結果を得ることができるよう、全てのメンバーとともに建設的に作業に取り組むことをお約束いたします。

本会合に対するオーストラリア代表団は参加者リストに掲載したとおりですが、私どもの漁業当局、規制当局(AFMA)及び業界から参加者を得ていることを述べておきたいと思います。

最後に、ブライアン・ジェフリース氏が CCSBT 会合に参加するのは今年が最後となることをお伝えしなければなりません。ブライアンは、1990年代から SBT 漁業に関わり、委員会が設立されて以来、全ての CCSBT 会合に参加してきました。ブライアンは漁業と委員会に関して豊富な知識を有しており、彼が去ることをオーストラリア代表団と CCSBT の全員が大いに惜しんでいるところであります。

ありがとうございました。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、オブザーバーの皆様、ご列席の皆様、

私は、COVID - 19 パンデミック後初めての対面会合となる第 30 回委員会年次会合に皆様と参加できることを喜ばしく思います。台湾代表団を代表して、まず始めに、過去 1 年間におけるドミニク・ヴァリエー氏及びそのチームによる素晴らしいパフォーマンスを称えたいと思います。

また、この重要な会合の開催に多大なる支援をくださるとともに我が代表団 を暖かく歓迎してくださった大韓民国に心から御礼を申し上げます。また、 今次会合の進行に対する通訳者の皆様の貢献にも感謝を申し上げます。非常 に大きな助けとなっております。

本年の委員会年次会合の任務は、2024-2026年の各年のTAC、2024年の予算、及び他の国際機関や非メンバーとのつながりといった重要な課題に焦点を当てることであります。いずれも、持続可能なSBT漁業だけでなく、この委員会を堅実かつ安定的に運営していく上で極めて重要な課題です。私は、全てのメンバーによる確固たるサポートの下に、本委員会が今後も引き続きその使命を果たしていくことを確信しております。

今次会合において、メンバーは来年に開催される第31回委員会会合の会場を決定することになっております。交通の便、安全性、設備、収容人数や利便性を考慮すると、2024年のCCSBT会合の開催地としては依然として台湾が最適であると考えているところです。このため、私は、来年に皆様を台湾に歓迎したいと考えております。

今後数日間の会合において実りある議論ができることを楽しみにしております。

ありがとうございました。

インドネシアのオープニング・ステートメント

皆様、おはようございます。まず始めに、インドネシアとして、今次会合をホストしてくださるとともに私どもを暖かく歓迎してくださった大韓民国政府に対して感謝を申し上げます。今次会合は、COVID-19パンデミック後初めての対面による委員会会合となります。この第30回委員会年次会合に付属する拡大委員会において、他の代表団の皆様方と再開する機会を得たことにただ歓喜しております。私どもの前には、網羅すべき一連の議題がございます。

この機会に、重要な議題項目のうちの一部について私どもの当初の見解を述べさせていただきます。ケープタウン方式による勧告を思い起こせば、2024 -2026年の全世界の TAC を増加させることが支持されております。さらに申し上げれば、私どもの見解では、より公平で、かつ発展途上にある沿岸国の関心及び懸念を反映する形で SBT のクオータ配分方式を改訂する必要があります。 CCSBT による漁獲枠の配分が導入されてから 20 年以上が経過しており、各メンバーによって行われている漁業活動のダイナミックな近年の発達を真に代表する形で漁獲枠をより平等に配分する絶好の機会であると考えます。

全体として、インドネシアは、この重要な課題について他の代表団の皆様と 議論する用意があります。私どもは、今次会合が生産的なものとなることを 確信しております。ここで議論することを楽しみにしており、また今後数日 においてコンセンサスに達することを期待しております。

日本によるオープニング・ステートメント

親愛なる議長、

事務局長、全メンバーの代表団の皆様、オブザーバーの皆様、

まず始めに、ここ釜山において今次会合をホストしてくださった大韓民国に対して深甚なる感謝の意を表します。また、過去4年を経て初めての対面会合となる今回の年次会合の準備に御尽力くださったドミニク・ヴァリエー事務局長及びCCSBT事務局スタッフ、並びにいつも素晴らしい仕事をしてくださる通訳者の皆様にも心から御礼を申し上げます。

私どもは、みなみまぐろ(SBT)の資源評価を実施するとともに 2024-2026年の3年間のクオータブロックにおける全世界の総漁獲可能量(TAC)に合意するという任務を踏まえれば、本年は CCSBT にとって非常に重要な年になるものと認識しております。

第28回拡大科学委員会は、資源評価を実施し、2035年までに初期産卵親魚資源量の30%という目標リファレンスポイントまでの資源再建に向けて着実に再建が進んでいることに合意いたしました。また同会合では、例外的状況の発生を示す証拠はなく、したがって昨年に勧告された20,647トンというTAC数量を変更する必要はないとの結論に至りました。CCSBTは管理方式を含むSBT管理に関する最善の利用可能な科学的根拠の中心にある組織であり、また一部のメンバーにとっては次のTAC期間が数カ月後には開始されることから、今次年次会合は次のTAC期間に向けたTACに合意する最後の機会となります。このため、全てのメンバーは、今次会合においてこの議題項目を協力的に議論することの重要性及び必要性を再確認すべきであります。

本年の会合において私どもが重視するもう一つのトピックは、CCSBTメンバーとしての義務を履行し、CCSBTの規則及び保存管理措置の遵守を確保することであります。CCSBTメンバーとして私どもの義務を履行することは、SBTを漁獲する機会を含む CCSBTメンバーとしての権利を行使するための前提条件です。COVID-19のような予測不可能な事態を考慮することも必要である一方で、私どもは、義務を履行に困難を抱えるメンバーに対してはその困難に対処するためのあらゆる努力を払う用意があります。

この四日間の会合を通して全てのメンバーが建設的に議論し、SBT のより良い管理に向けて大きな一歩を踏み出すことを期待しております。

ありがとうございました。

南アフリカのオープニング・ステートメント

親愛なる議長、代表団の皆様、オブザーバーの皆様、御列席の皆様、

南アフリカ代表団は、非常に長かったオンラインでの交流期間を経て、ついにこの第30回 CCSBT 委員会会合に対面で参加できることに歓喜しております。この美しい釜山で本会合をホストしてくださった大韓民国に心から感謝と御礼を申し上げます。本会合に至るまで素晴らしい運営と準備をしてくださった事務局長及び事務局スタッフの皆様にも感謝を申し上げます。

南アフリカ政府は、我が国の排他的経済水域の内外に生存する全てのまぐろ類資源の管理を含め、我が国の海洋水産資源を維持し、またこれを強化する努力を続けております。私どもは、より幅広い生態学的な文脈においてこれらの資源を管理することの影響、それらの相互作用、また人間の活動がそれらに影響を及ぼすことを理解しております。このような理由から、私どもは、国家及び地球市民を代表するこれらの資源の管理者として、その持続可能な管理を規定する法律が適切であり続けるよう、戦略を策定し影響を及ぼす様々な国内及び国際的なフォーラムに参加し続けているのであります。

議長、この公約は、私どもが国家として、また国際的に行ってきたその他多くの公約を背景に成されたものであります。海洋水産資源の持続可能な管理という公約を実現していくにあたり、私どもは、特に我が国の地方のコミュニティにおける貧困、不平等や失業を緩和するため、南アフリカにおける正当な経済的及び社会的な発展を促進するべく他の競合する社会経済的ニーズとのバランスをとっていかなければなりません。

第29回拡大委員会(EC)会合以降、南アフリカ漁業管理当局の様々な部署において、まぐろ及びまぐろ類の担当スタッフの能力低下が続いており、依然として懸念が高まっております。この人的削減は、まぐろだけでなく、まぐろ類の他の種の管理に対しても負の影響を及ぼしています。しかしながら、そうした能力低下に対処するためのプロセスが進められており、さらに事務局による継続的な支援、並びに関連する CCSBT メンバー及びオブザーバーの皆様の御理解とここから前に進むための御支援の意思に感謝する次第であります。

私どもは、今後数日間において漁獲量の配分及び割当に関する熾烈な交渉が行われることを念頭に置いております。会合や作業部会に参加できないといったような人的・財政的資源に左右される基準は、資源が限られている発展途上のメンバーにとって不利なものであり、それらのメンバーをさらなる不況に陥らせ、その結果としてその発展や生計に影響を及ぼすことになると考えております。現時点では私どもの能力は限られているかも知れませんが、

持続可能な開発と海洋環境の保護を推進するためのあらゆる取組に貢献できるよう、できる限りのことをしているわけです。

最後に議長、私は、事務局や関連する CCSBT メンバー及びオブザーバーの皆様からの献身的な支援の下、第30回拡大委員会会合の期間中に提起される可能性がある新たな課題も含めて、南アフリカが重要かつ未解決の課題の全てに対処するものと確信しております。

南アフリカ共和国を代表して、皆様にとって実り多い生産的な会合となり、 また釜山での滞在が楽しいものとなることを祈念いたします。ありがとうご ざいました、Enkosi, Ndza khensa (「ありがとうございました」の意)。

あほうどり類及びみずなぎどり類の保存に関する協定(ACAP) によるオープニング・ステートメント

ACAPは、遵守委員会及び拡大委員会の対面会合に参加できることを喜ばしく思います。今次会合に私どもを招待してくださった CCSBT 事務局及びホスト国に感謝を申し上げるとともに、これらの会合に向けた円滑な準備をお祝い申し上げます。

私どもは、当初は2015年に署名された CCSBT との了解覚書が2021年12月に更新されたことを喜ばしく思っております。海鳥の混獲を最小化するとともにあほうどり類及びみずなぎどり類が直面している種の保存の危機に対応するべく CCSBT と引き続き協力していくことを楽しみにしております。

あほうどり類及びみずなぎどり類の保存に関する協定(ACAP、

https://acap.aq) は、13 の締約国を通じて、これらの個体群に対する脅威を緩和するための国際的な活動を調整することにより、あほうどり類及びみずなぎどり類の保存に努力しております。浮はえ縄漁業における混獲は、海鳥類、特にあほうどり類及びみずなぎどり類に対する最大の脅威の一つとなっています。私どもは、このことを ACAP、RFMO 及びその他の機関が共同で取り組むべき問題であると認識しております。幸いなことに、この危機は解決不可能なものではありません。効果的な混獲緩和措置と適切な取締りが実施されている管轄区域内においては、特には劇的に、また漁業に対して不利な結果を招くことなく、海鳥混獲が減少することが実証されております。

CCSBT 遵守委員会及び拡大委員会に提出された文書及び報告書は、いくらかの改善は見られたものの、海鳥混獲は依然として CCSBT 漁業における重大な課題であることを浮き彫りにしています。また私どもは、一部のメンバーは必要な情報の全てを提供することができておらず、一部では義務付けられているオブザーバーカバー率の水準が皆無という事態となっていることを指摘いたします。また、EC 29 会合で議論された CCSBT パフォーマンス・レビューには、海鳥混獲緩和に関する懸念が何点か示されていたことを想起したいと思います。

海鳥混獲を削減する取組においては遵守が重要であり、遵守を強化するためのキャパシティ・ビルディングが必要不可欠です。この観点から、ACAPは、CCSBT漁業における海鳥措置に対する意識の向上及び実施の強化を目的とする、FAO公海まぐろプロジェクトの下にCCSBTがコーディネートする海鳥プロジェクトのパートナーとなっていることを喜ばしく思います。ACAPは、当該プロジェクトの下に計画されているトレーニングやその他の活動に対し、ACAPの専門知識をもって喜んで貢献していく所存です。私どもの最新のベストプラクティス助言、ガイドライン、混獲緩和ファクトシー

トやその他の資料が利用可能となっており、その一部はインドネシア語にも翻訳されております。2021年に採択したオブザーバー及び電子モニタリングに関する ACAP ガイドラインは、ほぼ完成している最新の海鳥種同定ガイドと並び、当該プロジェクトに対して特に役立つはずです。

ACAP は引き続き混獲緩和措置のベストプラクティスを調査し、最新の助言 及びガイダンスを提供しております。本年5月に開催された直近のACAP混 獲作業部会(SBWG 11)及び諮問委員会(AC 13)では、現在の ACAPベス トプラクティス助言のレビューを行い、これを承認いたしました。このレビ ューに従い、ACAP は引き続き、浮はえ縄漁業による海鳥混獲の削減のため の最も効果的な方法として、(1) 荷重枝縄、(2) 夜間投縄及び(3) 鳥威しライ ンの3つの措置の同時使用、又は評価済の鈎針被覆装置及び水中投縄装置の うちの1つの使用を勧告しております。ACAPが勧告する3つの措置の同時 使用は、はえ縄漁業における海鳥混獲の削減に最適化されたものです。勧告 された3つの措置はいずれもその効果が実証されています。しかしながら、 それぞれの措置の単独使用ではその効果に限界があります。枝縄が荷重され ていても、海鳥が鈎針に近づくことができる時間帯があります。夜間投縄の 単独使用も、夜行性の海鳥類や月光が明るい状況下での混獲緩和には効果が 低くなります。鳥威しラインの単独使用では、ラインがかかる範囲外では餌 を付けた鈎針を守ることはほとんどできません。このため、ACAPが勧告す る3つの海鳥混獲緩和措置の同時使用により、それぞれの限界を補うわけで す。

SBWG 11 は、混獲緩和措置としてのレーザーに関連する新たな研究、特にレーザーが鳥類の目に障害を引き起こすかどうかを判断するための研究についてレビューを行いました。利用可能な証拠によれば、高出力レーザーは漁船周辺の危険区域から海鳥類を抑止する効果はなく、レーザーに曝された鳥類の索餌行動を害する形で鳥類の視覚にダメージを与える可能性が高いことを示唆しています。現時点では高出力レーザーは混獲緩和措置として有効であるとする証拠はなく、また依然として個別の鳥の健康に影響を及ぼす可能性にかかる深刻な懸念があることから、ACAPは、海鳥混獲緩和措置として高出力レーザーを使用することは推奨いたしません。

ACAPによる 2023 年の浮はえ縄漁業に関する海鳥混獲緩和措置のレビューの結果及びベストプラクティス助言の全体版は ACAP のウェブサイトから利用可能となっています(https://www.acap.aq/resources/bycatch-mitigation-advice/4548-acap-2023-pelagic-longlines-mitigation-review-and-bpa/file)。

私どもは、来年のERSWG会合に対してACAPの最新の助言を提示し、その機会により詳細な検討を行うとともに、必要に応じて海鳥に関する複数年戦略の実施に資するようなインプットを行うことを楽しみにしております。

バードライフ・インターナショナルのオープニング・ステートメント

バードライフ・インターナショナルは、CCSBTがみなみまぐろの漁業管理を改善するべく引き続き取り組んでいること、及びその取組に参加する機会を与えてくださったことに感謝を申し上げます。私どもは、会合を準備してくださった事務局、また本年の委員会会合をホストしてくださった韓国の寛大なるおもてなしに感謝いたします。私どもは、委員会の重要な課題に対して有意義に進展させるための対面会合の重要性を再認識しているところです。

バードライフ・インターナショナルは、CCSBTメンバーに対し、あほうどり類及びみずなぎどり類の種の保存の危機が進行中であることを想起したいと思います。また私どもは、SBT船団によって引き起こされる海鳥の死亡は委員会にとって長年にわたる課題となっていることを指摘いたします。実際、2007年のパフォーマンス・レビューでは海鳥混獲が委員会の主な失敗であるとされ、2021年パフォーマンス・レビューでも改めて指摘されました。CCSBTの漁業海域は、まぐろ類 RFMO の中で最も海鳥分布域と重複が大きいことに留意することが重要であります。

バードライフ・インターナショナルは、遵守委員会において海鳥混獲問題が検討されたこと、またオブザーバーカバー率の増加や電子モニタリングのレビューの割合の検討を含め、その分野におけるそれぞれの船団によるパフォーマンスの改善を約束したことについて CCSBT メンバーに感謝いたします。メンバーの ERS に関するパフォーマンスに関する年次報告書では、COVID-19 の影響はさておき、委員会に対して提出されているデータでは海鳥混獲緩和措置の実施状況を測定するには不十分であることが明らかにされており、これは極めて重大な問題であります。

バードライフ・インターナショナルは、遵守委員会に対して情報文書 CCSBT-CC/2310/Info02を提出し、生態学的関連種、特に海鳥類に対する CCSBT 漁業の影響を評価するための独立的検証の重要性を立証いたしました。まぐろ漁業における夜間投縄の実施状況を評価するための調査の主な結論は以下のとおりです。

- RFMO に対する乗船オブザーバーからの報告は限定的であることが確認されました。
- 夜間投縄にかかる報告と実際との間の乖離が観察されました。
- あほうどり類が活発に索餌する夜明けに投縄が最も多く行われており、鈎針にかかってしまうリスクが高くなっています。
- ここでの調査手法は、はえ縄船団の活動及び保存管理措置の実施状況 をより良く理解するために漁業行政官が活用することができます。

この調査結果は、海鳥に対する CCSBT 漁業の影響及びメンバーに対して実施 が義務付けられている保存管理措置の遵守状況を理解するためには、はえ縄 船団に対する(人による、又は電子的な)オブザーバーカバー率の向上及び 改善が必要であることを証明しています。

バードライフは、全てのまぐろ漁業における海鳥混獲緩和措置の実施を改善するための協力的な取組にコミットしております。私どもは、ロス・ワンレス博士によってコーディネートされる海鳥プロジェクトを通じて海鳥混獲緩和措置に関するパフォーマンスを改善するべく、メンバー及び事務局とともに取り組んでいくことを楽しみにしております。

ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナル によるオープニング・ステートメント

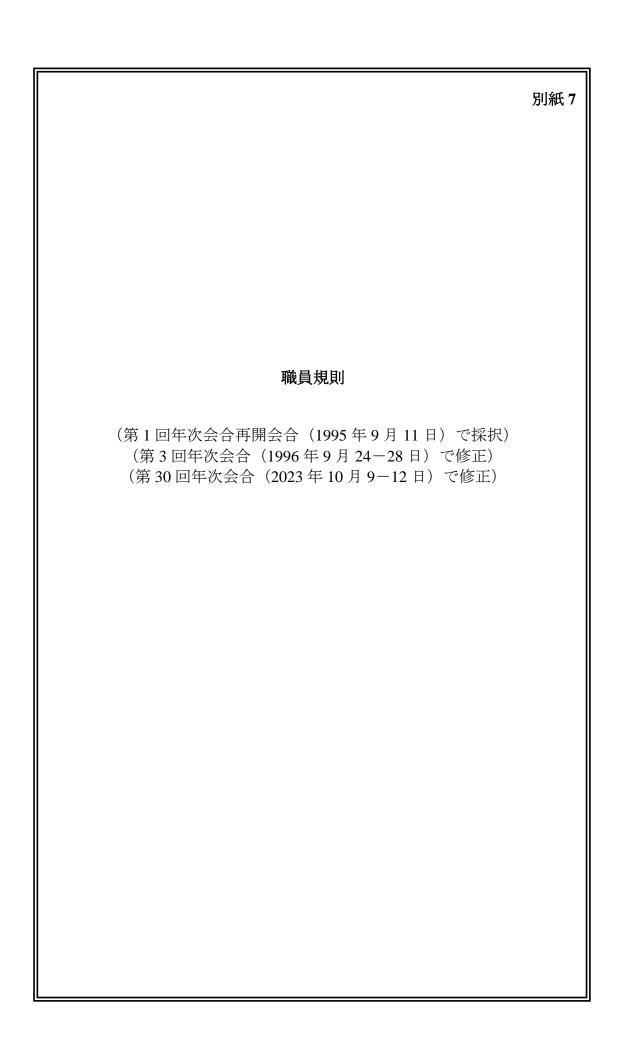
HSI は、拡大委員会年次会合にオブザーバーとして再度参加する機会をいただいたことに感謝を申し上げます。

残念なことに、私どもが第29回年次会合の際に特にERSに関して提起した問題の大部分や、SBT漁業の影響をどのように緩和するかについては依然として懸念となっております。SBTが資源の増加という歓迎すべき道を進み続けている中、海鳥混獲緩和がおろそかにされないことがより重要であり、このことはCCSBTパフォーマンス・レビューでも支持されていることであります。

過去2回の委員会会合において、私どもは、TAC 増加に伴う漁獲努力量の増 加に起因して海鳥混獲が説明がつかないほど増加してしまうことへの懸念を 表明してまいりました。現在の混獲率に基づくと、CCSBT による TAC の増 加の結果、年あたり推定 1.900 羽以上の致命的な海鳥混獲が発生し、ACAP が 直面している種の保存上の危機をさらに深めることとなります。もしメンバ ーが提案されている TAC 増加に合意した場合、2029 年までに、SBT はえ縄 漁業は年あたり約20,900羽の死亡に責任を負うことになります。この数は6 年間で倍増し、SBT 資源の回復とそれに伴う TAC 増加という状況が続けば、 死亡数は増加し続けることになるでしょう。混獲緩和の努力にもかかわら ず、CCSBTに提出された ERS に関する年次報告書では海鳥との相互作用の 割合が高いことが示されており、海鳥戦略に基づく適切に影響を緩和するた めの十分な改善が間に合うのかを懸念しているところです。SBT漁船が引き 続き他のまぐろ類 RFMO の CMM 要件に従うことを許容した場合、戦略を弱 体化してしまう可能性が高いと考えます。HSIは、CCSBTに対し、TAC 増加 にあたって海鳥類への影響増大を緩和するにはどのような措置が必要なのか を検討することを勧奨いたします。そうした措置がないのであれば、海鳥戦 略が実施されるまで(及びその緩和の効果が現れるまで)TACの増加を停止 することが、海鳥に対する影響が大幅に高まってしまう状況を回避するため の唯一の選択肢となります。

最近において、CCSBT戦略計画及びSFMWG6会合は、「CCSBT条約におけるより近代的な漁業管理の概念への移行」と合わせて「SBTに関するビジョンの管理及びERSに対する適用に関してより明確化する必要性」を述べつつ、TACの増加においては生態学的な影響を考慮するプロセスの必要性を認識いたしました。TAC増加には避けることのできない混獲種への影響増大が伴うことから、私どもはこれを進捗させる必要性を奨励するとともに賛同いたします。

HSI は、メンバーがこの会議室で再び会合できたことの利点が非常に生産的な結果を生み出すことを祈念するとともに、海雲台の海辺で素晴らしい会合を主催してくださった韓国に感謝を申し上げます。



職員規則

規則1

序

- 1.1 この職員規則は、雇用についての基本的な原則を定め、業務関係を統制 し、さらに、みなみまぐろ保存委員会(以下「委員会」という。)の事 務局で勤務し、報酬を得る正式に任命された被雇用者の権利と義務を定 めるものである。
- 1.2 この規則は、委員会の加盟国の地理的な配置に必要な配慮を払った上で適用するものとする。

規則 2

任務、義務及び特権

- 2.1 事務局スタッフの一員及び事務局長(以下「スタッフの一員」という。) は、国際公務員とする。彼らは、任命を受けるにあたり、任務を誠実に 遂行し、委員会の利益を考慮に入れて行動することを誓約する。
- 2.2 この規則の目的において「扶養家族」とは、以下のいずれかのみをいう:
 - (a) スタッフの一員、その配偶者又はその子供から生まれた、あるいは養子となった給与を受けていない子供のであって、18才未満かつスタッフの一員あるいはその配偶者の主要かつ継続的な支援に頼っている者;
 - (b) 上記 (a) の条件を満たす 18 才から 25 才の子供であって、学校あるいは大学教育又は職業訓練を受けている者;
 - (c) スタッフの一員又はその配偶者の主要かつ継続的な支援に頼っている 障害を持つ子供;
 - (d) スタッフの一員又はその配偶者に住居の提供を受け、主要かつ継続的な 支援に頼っているその他の子供;
 - (e) 血縁関係又は婚姻関係により、スタッフの一員又はその配偶者が主要かつ継続的な支援を行う法的な責任のある者。
- 2.3 スタッフの一員は、常に委員会の国際的な性格を維持できるよう行動しなければならない。彼らは、その任務の遂行にあたって、国際的な責務により彼らに課されている忠誠、分別及び機転を常に心に留めていなければならない。彼らは、委員会及びその目的に被害を与える可能性のある全ての行動、声明及び公的な活動を差し控えなければならない。
- 2.4 スタッフの一員は、彼らの国民感情、又は政治あるいは宗教上の信条を 放棄することを求められることはない。
- 2.5 スタッフの一員は、その任務を遂行するにあたり、委員会以外のいかな

る政府あるいは当局からの指示を求め、あるいは受けることができない。

- 2.6 スタッフの一員は、公的な事項に対する最大限の分別を実践し、その立場により得られた情報の私的な利用は控えなければならない。公的な目的のための情報のリリースの許可は、ケースによって委員会あるいは事務局長によりなされるものとする。
- 2.7 スタッフの一員は、一般的には、委員会以外から雇用されてはならない。 特別な場合には、スタッフの一員は、委員会における彼らの任務の障害 とならず、事務局長の事前の承認を得ていることを条件に、他に雇用さ れることができる。事務局長の場合は、委員会の事前の承認を受けるも のとする。
- 2.8 スタッフの一員は、もし彼らが、事務局の公的な立場の結果として、その提携関係あるいは利害関係から利益を得る可能性がある場合には、ビジネス、産業、その他の企業の経営と提携し、あるいはそれらと利害関係を持ってはならない。
- 2.9 会社の非管理株式の所有は、規則 2.8 で意味する財政的利害関係を構成するとは考えてはならない。
- 2.10 スタッフの一員は、条約第6条9に基づき、オーストラリア政府と委員会の間の本部協定により認められた特権と免除を享受するものとする。
- 2.11 スタッフの一員は、専門的な知識及び技能の維持又は向上、それぞれの 職務に対する適格性の維持又はさらなる技能の開発のため、専門的な能 力開発に参加することが奨励される。専門的な能力開発は、合意された 能力開発のニーズに基づくものとし、公式及び非公式の訓練を含む様々 な方法により実施され得る。

規則3

勤務時間

- 3.1 通常の勤務日は、月曜日から金曜日まで各日 8 時間、合計週 40 時間とする。
- 3.2 事務局長は、勤務時間を定めるものとし、スタッフの一員との協議により、状況が求める場合には、委員会の利益のためにそれを変更するものとする。
- 3.3 また、事務局長は、柔軟な勤務形態の利用を承認することができる。柔軟な勤務形態では、勤務の時間及び場所を変えることができる。柔軟な勤務形態は、被雇用者が休暇の対象とならない個人的な予定又はその他の家庭的責任を果たすために利用することができる。ただし、こうした勤務形態は、CCSBTの運営上の要件に従うものであって、繁忙期には利用可能とならない可能性がある。

規則 4

スタッフの類別

4.1 スタッフの一員は、次の2つの範疇のいずれかに類別されるものとする:

(a) 専門職

管理上、専門的、あるいは科学的性格について高度の責任を負う立場。 これらのポストは、適当な資質を有する専門家を充てるものとし、大 学卒あるいはそれと同等の資格を有することが望ましい。この範疇の スタッフの一員は、国際的に募集されるものとする。

(b) 一般職

補助的な事務及び技術上の立場。事務、秘書、あるいはその他の事務所職員。これらのスタッフの一員は、委員会の加盟国の国民からオーストラリア内で募集されるものとする。

4.2 規則 11 により雇用された者は、スタッフの一員とは類別しないものとする。

規則 5

給与及びその他の報酬

- 5.1 専門職の範疇にあるスタッフの一員の給与水準は、国際連合の事務局の職員としてオーストラリアで雇用されている者に適用される給与の水準に対応するアメリカ・ドルで計算され、オーストラリア・ドルで支払われるものとする。
- 5.2 一般職の範疇にあるスタッフの一員は、原則として、同等の資格と経験 を有する者がキャンベラで支給されるものと同じ水準の給与を支払われ るものとする。
- 5.3 この規則に従うことを条件に、専門職の範疇にあるスタッフの一員に適用する手当の種類は、原則として、国際連合で実施されている種類の手当とする。手当の水準は、国際連合の事務局の職員としてオーストラリアで雇用されている者に適用される調整手当の水準に対応するアメリカ・ドルで計算され、オーストラリア・ドルで支払われるものとする。しかしながら、扶養する子供のための教育手当は、次の場合には支払われないものとする:
 - (a) オーストラリア人であるスタッフの一員の子供;
 - (b) オーストラリアの公立(州立)学校の生徒;
 - (c) オーストラリアの大学の生徒;
 - (d) 通信教育生、又は個人教授;
 - (e) 教育機関への定期的な出席を求められない場合;
 - (f) 奨学金又は他からの補助でカバーされる教育上の支出。

- 5.4 教育手当の上限額を除き、国際連合の事務局で適用されている給与と手 当の変更は、専門職の範疇にあるスタッフの一員の給与と手当に適用す るものとする。委員会は、実施後3年たった後に、この給与と手当の変 更の適用のための方式を再検討するものとする。
- 5.5 専門職のスタッフの一員の別の給与水準への昇進は、委員会の事前の承認を必要とする。
- 5.6 専門職のスタッフの一員の給与は、任命時点で、国際連合の分類の第1 段階から始めるものとする。スタッフの一員は、雇用後少なくとも1年 間はその段階に留まるものとする。
- 5.7 委員会は、専門職の各職員の給与から職員課徴金に相当する額を徴収するものとする。職員課徴金の水準は国際連合で実施されている水準とする。
- 5.8 事務局長は、職員で国内の所得税の対象となっている者については、彼らの給与から支払われた税金の払い戻しを受けることを確保するような手続きをとるものとする。そのような手続きは、払い戻しの直接経費はスタッフの一員の本籍国によって支払われることを基礎にしてのみ行われるものとする。
- 5.9 専門職のスタッフの一員は、現行の国際連合俸給表に基づき昇給を受けるものとする。昇給は、スタッフの一員が属する格付けの最高段階に達した場合には終了するものとする。
- 5.10 専門職の範疇にあるスタッフの一員は、超過勤務手当や代休を受けることができない。
- 5.11 一般職の範疇にあるスタッフの一員は、1週間に40時間以上働くことを 求められた場合には、以下の通り補償されるものとする:
 - (a) 超過勤務の時間と同等な代休;又は
 - (b) 1.5 倍、あるいは追加で働いた時間が日曜日又は規則 7.8 に掲げられた休日の場合は 2 倍で推定した、超過勤務手当。
- 5.12 委員会は、毎年の予算で決められた範囲内で、事務局長が職務を遂行するための十分正当な接待費を支払うものとする。

規則6

募集と任命

- 6.1 委員会は、条約第 10 条 1 に従い事務局長を任命するとともに、その報酬 及びその他適当とみなされる権限を定めるものとする。
- 6.2 事務局長は、条約第10条1に従い、管理職員及び補助職員を任命するものとする。職員の任命、配置換え、又は昇進にあたっては、効率、責任及び誠実について最高の水準を確保するために必要な最大限の考慮が払われなければならない。

- 6.3 職員は、事務局長が、65 才に達する前に3年間の任期が始まり、任期の途中で65 才に達した場合は、任期の終了時に退職することを求められるという例外を除き、65 才に達した際には退職を求められるものとする。
- 6.4 事務局への採用の提議は、選択された者が、健康診断を受け、その任務 を遂行することを妨げる、あるいは他人の健康を損なう恐れのある健康 上の障害がないことの証明書を提出することを条件とする。
- 6.5 選択後、各スタッフの一員は以下を記載した採用の提議を受け取るものとする:
 - (a) 任命は、その任命の範疇に適用される職員規則及び時宜に応じて改正される同規則に従うことを条件とすること;
 - (b) 任命の性格;
 - (c) スタッフの一員が勤務に就くことを求められる日付;
 - (d) 任命の期間、それを終了するために必要な事前の通知及び見習い期間;
 - (e) 範疇、レベル、給与の開始水準、昇給の規模、及び最大の到達可能給与;
 - (f) 任命に付随する手当;
 - (g) 適用される特別な条件。
- 6.6 任命の提議とともに、スタッフの一員はこの規則の写しを提供されるものとする。提議を受けるにあたっては、スタッフの一員はこの規則にある条件を熟知し、承諾することを書面で宣言しなければならない.
- 6.7 専門職の範疇にあるスタッフの一員は、事務局長、あるいは必要な場合 は委員会により時宜に応じて決定される追加の健康診断を受けることを 求められることがある。健康診断は委員会の経費で行うものとする。

規則 7

休暇

- 7.1 スタッフの一員は、職務にある完全な1ヶ月につき2.5 勤務日の割合で年次休暇を与えられるものとする。年次休暇は累積されるものとするが、 各暦年の終了にあたり、30 勤務日を超えて翌年に繰り越すことはできない。
- 7.2 休暇の取得は通常の事務局の運営に不必要な障害を起こすことがあってはならない。この原則に基づき、休暇の日は、委員会の必要性に従うものとする。休暇の日は事務局長により承認されるものとし、事務局長は、可能な限り、スタッフの一員の個人的事情、必要性及び好みを考慮に入れなければならない。
- 7.3 年次休暇は一度にあるいは数回に分けてとることができる。
- 7.4 この規則の規定で承認されていない欠勤は全て年次休暇から差し引かれるものとする。

- 7.5 スタッフの一員は、その雇用の終了にあたり未消化となっている年次休暇について、直近の給与を基礎に推定される同等の現金を受け取るものとする。
- 7.6 委員会は、規則 9.3 及び 9.4 に従い、国際的に募集したスタッフの一員及びその扶養家族が、18 ヶ月の勤務の後、年次休暇を本籍国でとるための旅費を支払うものとする。この後は、ホーム・リーブは以下の条件のもとで 2 年の間隔で与えられるものとする。
 - (a) 委員会の与えるこの利益を受ける扶養家族は、旅行の前少なくとも 6 ヶ 月間はキャンベラに居住していたこと;
 - (b) スタッフの一員は、少なくともさらに 6ヶ月間は勤務を続けるために事務局に戻ってくること。
- 7.7 委員会の利益を十分考慮に入れることを条件に、委員会の仕事のための 公的な出張の際に、本籍国で休暇をとるための旅行を組み合わせる可能 性も考慮することができる。
- 7.8 職員はキャンベラで伝統的に行われる次の祝日を休暇とするものとする:

1月 1日 元旦

1月26日..... オーストラリアの日

3月.....キャンベラの日

グッド・フライディ

イースターの月曜日

4月25日..... アンザック・ディ

5月リコンシリエイション・デイ

6月 国王誕生日

10月 勤労の日

12月25日... クリスマス

12月26日 ボクシング・ディ

- 7.9 職員の一員が上記のいずれかの日に勤務することを求められる特別な状況、あるいは、上記の祝日のいずれかが土曜日あるいは日曜日と重なる場合は、事務局長は、委員会の必要性を考慮に入れて別の日を休暇として定めるものとする。
- 7.10 陪審員の義務の履行を求められた被雇用者に対し、委員会は、10 日間を 上限として、陪審員の義務のための出廷に関して被雇用者が裁判所に請 求することができる金額と、陪審員の義務を履行していなければ勤務し ていたと考えられる通常の勤務時間に関して当該スタッフが受領してい たと考えられる給与の金額との間の差額を払い戻すものとする。
- 7.11 適格な社会奉仕活動に従事する被雇用者は、以下の期間に該当する場合、

無給休暇として勤務から離れることができる。

- (a) 以下のうち一つ以上からなる期間:
 - (i) 被雇用者が当該活動に従事する時間
 - (ii) 当該活動に伴う合理的な移動時間
 - (iii) 当該活動直後の合理的な休憩時間
- (b) 被雇用者の欠勤があらゆる状況において合理的であること。
- (c) 適格な社会奉仕活動とは、2009 年 Australian Fair Work Act 改正法及 び/又は規則において定義されているとおりである。
- 7.12 適格な社会奉仕活動に参加するために勤務から離れることを希望する被雇用者は、事務局長に対し、欠勤にかかる通知及び適格な社会奉仕活動への参加を証明するための証拠を提出しなければならない。かかる通知は、事務局長に対して合理的に実行可能な限り速やかに提出さればければならず、また欠勤する期間は又は欠勤が予想される期間を含まなければならない。

規則8

社会保障

8.1 各スタッフの一員は、認知された退職基金に拠出するとともに、事務局長が満足できる適当な医療、入院、生命及び障害保険に加入することを、雇用の条件とする。そのような保険は、扶養家族に対する適切な規定を含んでいなければならない。委員会は、スタッフの一員の給与及び給与に関連する手当の合計に対し、国際連合の事務局で時宜に応じて適用される最大の比率までとすることを条件に、退職基金及び保険料の合計の3分の2を支払うものとする。そのような支払いは、領収書の提示による払い戻しか、被雇用者の支払い分と一緒にした直接支払いの方法によるものとする。

個人休暇は、明示的な定めがない限り、常勤及び非常勤(割合配分)の被雇用者に適用されるが、非正規の被雇用者には適用されない。

個人休暇は、該当する者がスタッフの肉親であることを条件に、介護休 暇を目的として使用することができる。

スタッフの一員が以下の事由により欠勤する場合、非正規の被雇用者以外のスタッフの一員は、有給個人休暇を利用することができる。

- (i) 個人的な病気又は怪我による場合。又は、
- (ii) 病気であって、かつ被雇用者による介護及び支援を要する又は 予期せぬ非常事態により介護を要する肉親の介護を目的とす る場合。

常勤のスタッフの一員が取得できる個人休暇の日数は、委員会での勤務

年数に基づき、以下により発生する。

- (i) 常勤のスタッフの一員は、1年につき 20 日間の有給休暇を取得する。
- (ii) 非常勤のスタッフの一員に対しては割合による配分が適用される。

スタッフの一員に対する有給休暇は、1年間の勤務期間中において、スタッフの一員による通常の勤務時間に応じて段階的に発生し、年々累積する。

- 8.2 スタッフの一員は、医療上の証明なしに、連続する3日を超えて、あるいは各暦年について7勤務日を超えて個人休暇をとることはできない。
- 8.3 スタッフの一員は、連続する3年につき12ヶ月を超えない範囲で、証明された個人休暇をとることができるものとする。継続する12ヶ月の間で全額給与が支払われる期間は、通常は4ヶ月を超えないことを条件に、最初の6ヶ月間は給与の全額が支払われ、次の6ヶ月間は半額が支払われるものとする。
- 8.4 事務局での勤務が1年を経過した後、スタッフの一員は、育児休暇をとることができる。出産のためにおそらく6週間床につくことになるという医療上の助言に従い、スタッフの一員は、床についてから8週間は勤務から離れることができるものとする。この間は、スタッフの一員は給与全額とこれに対応する手当を受けるものとする。
- 8.5 スタッフの一員は、家族又は親族の死亡に伴い、各暦年につき最大3日 (必要な場合は旅行日を含まない)までの忌引き休暇をとることができ るものとする。
- 8.6 スタッフの一員が、適当な保険によりカバーされる事故の結果以外の病気又は手術により死亡した場合には、給与、手当、その他関係する恩典は、死亡した者が扶養家族を残していない限り死亡の日に停止するものとし、扶養家族がいる場合には、死亡手当と本籍国あるいはもとの住居に戻るための旅費及び移転費を委員会により支払われるものとする。
- 8.7 死亡したスタッフの一員の扶養家族に対する帰還のための旅費及び移転費の支払いを受ける権利は、スタッフの一員の死亡から6ヶ月以内に帰還しない場合には消滅するものとする。
- 8.8 上記の死亡手当は次の基準で計算するものとする。

勤務期間死亡にあたり支払われる純基礎給与額にかける月数

3年未満 3ヶ月

4年以上、7年未満 4ヶ月

7年以上、9年未満 5ヶ月

9年以上 6ヶ月

8.9 委員会は、スタッフの一員の遺体について、死亡地から最親近者により 指定される場所までの移送の経費を支払うものとする。

規則9

旅行

- 9.1 全ての公的な旅行は、予算の範囲内で事務局長により事前の承認を受けるものとし、日程と出張の条件は、与えられた任務を完遂するために最も効果的なものとなるようにしなければならない。
- 9.2 公的な旅行に対する旅費は、一般的に国際連合の例と一致するものとし、 運賃、宿泊費及び日当として前払いされるものとする。
- 9.3 空路による場合は、可能な限りエコノミークラスを使用するものとする。
- 9.4 陸上の移動には1等を使うことが認められるが、海上あるいは空路の場合は認められない。
- 9.5 旅行の終了後、スタッフの一員は、実際は認められなかった旅費を返還するものとする。スタッフの一員が、旅費として受け取った額を超えた経費を支払った場合には、それらの支出が公的な任務を遂行するために必要なものである限り、領収書あるいは預かり書の提示をもとに払い戻されるものとする。
- 9.6 専門職の任命を受けるにあたりスタッフの一員は、以下を受けることができるものとする:
 - (a) 本人及び配偶者並びに扶養家族のキャンベラまでのエコノミークラス (あるいはこれと同等) の航空料金及び旅費の支払い:
 - (b) 国際連合で行われているものを基礎として計算した赴任手当:
 - (c) 30 立方メータあるいは国際的な標準船積みコンテナを最大限とすることを条件に、住居のある場所からキャンベラまでの、個人の所有物、及び一家の持ち物の移転を含む引越の費用の支払い;
 - (d) 国際連合の規則に基づくことを条件に、引越荷物の保険、超過荷物料金を含む、引越に関係する雑費の支払いあるいは払い戻し。これらの支払いは、事務局長の事前の承認を条件とする。
- 9.7 任務の遂行にあたり、公的な旅行のために個人の自動車を使用することを求められるスタッフの一員は、事務局長の事前の承認のもとに、オーストラリアの政府機関の職員に認められている線に沿って、経費を払い戻しを受けることができるものとする。事務所への毎日の通常の移動のための費用は、払い戻しの対象とはならない。

規則 10

退職

10.1 スタッフの一員は、3ヶ月前あるいは必要なケース毎に事務局長又は委員

- 会が承認する場合にはそれより短い期間の通知によりいつでも退職する ことができる。
- 10.2 必要な通知なしでスタッフの一員が退職する場合には、委員会は本国帰還のための経費又はその他の手当の支払いを行うかどうかを決定する権利を留保するものとする。
- 10.3 スタッフの一員の任期は、事務局長が、事務局の再構成又はスタッフの 一員が満足できる仕事をしない、あるいはこの規則に定められた任務と 責任を果たしていない、職務の遂行能力に欠けると考え、それが委員会 の利益であるとみる場合には、3ヶ月前の通知により終了することがある。
- 10.4 事務局から退職する場合には、規則2により課された義務の怠慢により 退職することとなった場合を除き、スタッフの一員は、2年目以降、職務 にあった期間1年につき1ヶ月分の割合で支払いを受けるものとする。 勤続年数が1年未満である場合、被雇用者には、勤務した期間の割合に 応じて一ヶ月の基本給の一部が支払われる。
- 10.5 退職にあたりスタッフの一員は、下記規則 10.6 を条件に以下を受けることができるものとする:
 - (a) 本人及び配偶者並びに扶養家族の本籍国又は元の住居までのエコノミークラス(あるいはこれと同等)の航空料金及び旅費の支払い;
 - (b) 30 立方メータあるいは国際的な標準船積みコンテナを最大限とすることを条件に、キャンベラの住居から本籍国又は元の住居までの、個人の所有物、及び一家の持ち物の移転を含む引越の費用の支払い;
 - (c) 国際連合で実施されているものと一般的に一致する本国帰還手当。
- 10.6 規則 10.5 に基づく本国帰還手当の支出は、事務局長の指示に従い、以下の場合には破棄又は減額されることがある:
 - (a) 任命から退職までの期間が1年未満の場合;
 - (b) 退職の理由が義務の怠慢による雇用の終了による場合;
 - (c) スタッフの一員の退職から本籍国又は元の住居への帰還までの期間が6 ヶ月以上となった場合;
 - (d) スタッフの一員が、委員会の経費によるホーム・リーブで本籍国又は元 の住居を最後に訪ねてから 6ヶ月未満の場合;又は
 - (e) スタッフの一員が、オーストラリアの永住権を申請しているか、取得した場合。

規則 11

契約による臨時職員

11.1 事務局長は、委員会の業務のうち特別なものを行うために必要な臨時職員と契約することができる。そのような職員は追加的な助力者として類別され、時給で支払われることがあるものとする。

11.2 この範疇の職員には、翻訳者、通訳、タイピスト、及びその他会議のために契約した者、並びに事務局長が特別の任務のために契約した者を含むことがある。この場合には、可能な限り、オーストラリアの居住者を活用するようにするものとする。

規則 12

規則の適用と改正

- 12.1 この規則の適用に対し生じた疑問は、委員会の議長との協議の後、事務局長により解決されるものとする。委員会議長が任命されていない又は不在の場合、事務局長は財政運営委員会議長と協議するものとする。
- 12.2 この職員規則で見込んでいない全ての事項については、事務局長は、委員会の注意を喚起するものとする。
- 12.3 条約の規定を条件に、この規則は手続規則に基づき委員会により改正することができる。

財政運営委員会報告書

CCSBTメンバーは、ニール・ヒューズ氏(オーストラリア)が財政運営委員会(FAC)議長を務めることに合意した。FACに課された任務は以下の議題のとおりである。

- 2023年改訂予算
- 2024年予算案
- 2025年及び2026年の仮予算の起草

また FAC に対しては、拡大委員会(EC)より、CCSBT 職員規則の改訂にかかる事務局提案(文書 CCSBT-EC/2310/05)に対する助言を行うよう要請された。

また FAC は、年次の CCSBT 会合に関して目安となる総費用を提示し、会合のホストメンバーに対して当該総費用に対する超過分の拠出を求めるとの事務局長提案についても検討した。

また FAC は、年末の財務諸表の一部として未使用額の報告方法を変更する提案についても検討した。

2023 年改訂予算

事務局長は会合前に 2023 年改訂予算案の概要を提示し、FAC メンバーはその時点での初期のコメントを行うよう要請された。改訂予算案の詳細は CCSBT-CC/2310/06 に総括されている。改訂予算には、実際の収入額及び支出額と合わせて、当年の残り期間における収入見込額及び支出見込額が含まれている。

2023年の総支出額は3,371,558ドルと見込まれており、2023年承認予算案より6% (207,542ドル)の節約となっている。この節約は、日本及び韓国による会合費用の負担、事務局による投資利息の改善、旅費の削減、及びOMMP会合費用の削減等の複合的な結果によるものである。

FACメンバーは、改訂予算案を作成した事務局に感謝し、これを承認した。 また FACメンバーは、会合費用を拠出した日本及び韓国、また無料で翻訳業 務を行うとともに投資収入を増加させた事務局にも感謝した。

FAC は、拡大委員会にに対し、別添 A に示した 2023 年改訂予算案に留意し、 これに合意するよう**勧告する**。

CCSBT 職員規則

事務局長は、CCSBT 職員規則は過去 20 年以上にわたって改訂されておらず、規則を近代化するとともにオーストラリアの基準に合わせる必要があることを述べつつ、CCSBT職員規則改訂案について説明した。事務局長は、CCAMLR事務局もオーストラリアに所在していることを述べつつ、この改訂案は CCAMLR職員規則に対する直近の修正点の一部も参考にしていることを述べた。

FACは、ECに対し、忌引き休暇に関する規則 8.5 に追加的な修正を施す形で本改訂案に合意するよう**勧告する**。FACは、当初提案された忌引き休暇に関する修正案に加え、国際的な旅行にかかる時間を追加することを**勧告する**。

た FAC は、職員規則の適用にあたって何らかの疑義が生じた場合、事務局長は CCSBT の FAC 議長と協議する必要があること、またこの対応は CCSBT 議長が不在の場合に行うことを求める規則 12 の改正案に**留意し**、これに**合意した**。

会合費用の分担に関する取決案

事務局長は、会合をキャンベラで開催した場合に想定される最小限の会合費 用をベースとする年次会合開催費用の「ベンチマーク」にかかる事務局提案 の概要を説明した。会合の開催費用が当該ベンチマーク費用を上回る場合、 主催国であるメンバーに対して差額を負担するよう求めることが提案された。

FACは、事務局が特定したベンチマーク費用との差額を拠出するか、又は主催メンバーのターンとしての会合開催地ではなくキャンベラでの開催とするか、又はより費用の低い場所での開催に切り替えることのいずれかを主催メンバーが検討することに合意した。

しかしながら、FACは、費用の分担及び年次会合の開催地に関する最終的な決定についてはECからの助言を受けてECが行う現行のアプローチを維持するよう勧告した。

2024 年予算案

FAC は、CCSBT の通常業務に対する資金を含む 2024 年の予算案 (文書 CCSBT-EC/2310/07) について検討した。

2024年予算について事務局長が提出した文書では、現行の分担金の水準では CCSBTの毎年の運営費用を賄うには不十分であることが指摘された。

文書 CCSBT-EC/2310/07 に示された 2024 年予算案では、総支出額が前年度予算から 32% の増加となっていること、またこの増加幅はこれに見合った分担金の増額なしには持続可能でないことが指摘された。このため、事務局長は利用削減のための予算案の修正を多数提案した。

FAC は、費用削減のために 2024 年の遵守専門作業部会(TCWG)を遵守委員会会合と統合し、遵守行動計画を完成させるとともに是正措置政策における非遵守のカテゴリ化をさらに進めるためのプロセスを事務局がオンラインで開始することを**勧告する**。

FACは、費用削減のため、遵守委員会会合の開催期間は変更しないものの、 TCWGとしての活動を行う時間を確保するために日々の会合時間を延長する 可能性があることに**留意した**。

また FAC は、現在のパートタイム職の統合(追加的な費用を伴うもの)にかかる事務局提案についても検討した。FAC は、現時点ではこれを採用しないことを勧告し、韓国による職員派遣提案が採用された場合には事務局に対して追加的なサポートが利用可能となる可能性があることに留意した。

FACは、会合参加基金はメンバーからの任意拠出金又は委員会が特定するその他の資金源によって賄うことが合意されていることに留意しつつ、同基金を積み増すためのオプションについて検討した。FACは、2024年の科学関係会合の件数を踏まえれば、約17,000ドルの残額は十分であると考えられることに留意した。FAC議長は、メンバーに対し、同基金への任意拠出についてさらに検討するよう招請した。

FACは、EC会合の開催期間の縮減にかかる先のECによる決定に留意し、この決定に伴う予算の節約を2024年予算に反映した。

FAC は、2024年予算においてメンバーの分担金が 5% の増額となることに留意した。

FAC は、拡大委員会に対し、収入と支出を均衡させるための分担金安定化基金 (CSF) から約 640,000 ドルを使用する必要があることに留意しつつ、別添B に示した総額 4,283,400 ドルの 2024 年予算を承認するよう**勧告する**。

2025 年及び2026 年の仮予算

また FAC に対しては、先の 2年間にかかる仮予算についても検討するよう要請された。

仮予算に含まれる支出額の大部分は継続的業務にかかるものであり、FACによる大幅な修正を要するものではなかった。

FACは、2025年及び2026年の予算には事務局の現金預金からの引き出しを要し、また CSF は2025年に払底することへの懸念に留意した。

FACは、資金拠出に関して検討されたいずれのシナリオでも、さらなる支出削減が達成されない限りは2025年以降もメンバーの分担金を毎年約5%ずつ増加させていく必要があることを強調した。

FAC は、拡大委員会に対し、別添 B に示した 2025 年及び 2026 年の仮予算について留意するよう**勧告する**。

その他の事項

FACは、財務会計の透明性を改善するとともに、CCSBT全体としての財務状況及びCSFに充当する余地があるかどうかについて助言するため、年度末の財務諸表の一部としてメンバーへの追加的なステートメントを作成することいにより、財政規則に基づく既存の要件との整合性を高めるために事務局が行った適切な提案について検討した。FACは、拡大委員会に対し、この変更提案を採択するよう**勧告する**。

	Approved	Revised	
INCOME	2023 Budget	2023 Budget	Variation
Contributions from Members	\$2,968,963	\$2,968,963	0%
Japan	\$850,459	\$850,459	0%
Australia	\$850,459	\$850,459	0%
New Zealand	\$241,808	\$241,808	0%
Korea	\$260,074	\$260,074	0%
Fishing Entity of Taiwan	\$260,074	\$260,074	0%
Indonesia	\$231,429	\$231,429	0%
European Union	\$112,641	\$112,641	0%
South Africa	\$162,018	\$162,018	0%
Contributions in Arrears (Korea)	\$63,926	\$63,926	0%
Staff Assessment Levy	\$129,000	\$147,066	14%
Carryover from previous year	\$569,396	\$569,396	0%
Voluntary contributions from Members	\$10,000	\$10,000	0%
Contribution Stabilisation Fund	\$0	\$0	N/A
FAO Funded Project		\$382,897	N/A
Withdrawal from savings	\$0	\$0	N/A
Interest on investments	\$30,000	\$141,766	373%
TOTAL GROSS INCOME (does not include funds received			
from FAO relating to Seabird Project)	\$3,771,285	\$4,284,014	14%

	Approved	Revised	
EXPENDITURE	2023 Budget	2023 Budget	Variation
ANNUAL MEETING - (CC/EC/CCSBT)	\$236,000	\$220,550	-7%
Independent chairs	\$44,000	\$46,000	5%
Interpretation costs	\$60,000	\$52,200	-13%
Hire of venue & catering	\$58,000	\$59,600	3%
Hire of equipment	\$10,000	\$8,750	-13%
Translation of meeting documents	\$10,000	\$0	-100%
Secretariat expenses	\$54,000	\$54,000	0%
ESC/SC Meeting	\$352,000	\$315,800	-10%
Interpretation costs	\$48,000	\$49,000	2%
Hire of venue & catering	\$89,000	\$65,100	-27%
Hire of equipment	\$65,000	\$62,400	-4%
Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel	\$113,000	\$102,500	-9%
Translation of meeting documents	\$1,000	\$0	-100%
Secretariat expenses	\$36,000	\$36,800	2%
SUB-COMMITTEE MEETINGS	\$244,300	\$175,400	-28%
Strategy and Fisheries Management WG Meeting	\$128,100	\$77,700	-39%
OMMP Technical Meeting (5 day, intersessional)	\$97,000	\$75,700	-22%
Technical CWG Meeting (1 day prior to CC)	\$19,200	\$22,000	15%

SCIENCE PROGRAM	\$1,104,200	\$1,027,863	-7%
Operating Model Specification & Software upgrade	\$130,000	\$124,200	-4%
Development of the CPUE series	\$30,000	\$30,000	0%
Updated analysis of unaccounted mortality (UAM)	\$20,000	\$22,703	14%
SBT otolith-based aging workshop	\$38,000	\$6,000	-84%
Tagging program coordination	\$1,000	\$1,000	0%
Long-Term Gene Tagging Project *1	\$720,000	\$720,000	0%
Close-kin sampling, DNA extraction & sequencing *1	\$86,100	\$64,635	-25%
Close-kin identification & exchange (POP & HSP) *1	\$52,900	\$39,675	-25%
Sampling and aging of Indonesian Otoliths	\$26,200	\$19,650	-25%
SPECIAL PROJECTS	\$116,000	\$98,400	-15%
Meeting Participation Fund	\$50,000	\$32,600	-35%
Market Analysis / CDS Tag and Market Survey in JP	\$21,000	\$15,800	-25%
Database upgrade and on-line data submission/access	\$5,000	\$5,000	0%
Trial eCDS development	\$40,000	\$45,000	13%
FAO Funded Seabird Project	\$0	\$184,400	N/A
SECRETARIAT COSTS	\$1,373,500	\$1,378,432	0%
Secretariat staff costs	\$881,100	\$893,697	1%
Staff assessment levy	\$129,000	\$147,066	14%
Employer social security	\$225,200	\$217,241	-4%
Insurance -worker's compensation/ travel/contents	\$17,000	\$19,900	17%
Travel/transport	\$30,000	\$11,700	-61%
Translation of meeting reports	\$16,000	\$12,000	-25%
Training	\$2,000	\$1,228	-39%
Home leave allowance	\$12,300	\$16,000	30%
Other employment expense	\$3,200	\$1,900	-41%
Staff liability fund (accumulating)	\$57,700	\$57,700	0%
OFFICE MAANA CEMENT COSTS	¢1F2 100	Ć1FF 143	40/
OFFICE MANAGEMENT COSTS Office lease and storage	\$153,100 \$69,400	\$155,113 \$70,787	1% 2%
Office costs			
Provision for new/replacement assets	\$69,800	\$70,626 \$7,000	1% 0%
Telephone/communications/web hosting	\$7,000 \$6,900	\$7,000 \$6,700	-3%
rerepriorie/communications/web nosting	\$6,900	30,700	-3/0
TOTAL GROSS EXPENDITURE (does not include expenses			
relating to FAO funded seabird project)	\$3,579,100	\$3,371,558	-6%

	Approved 2024	Indicative 2025	Indicative
INCOME	Budget	Budget	2026 Budget
Contributions from Members	\$3,117,411	\$3,273,281	\$3,436,945
Japan	\$892,982	\$937,631	\$984,513
Australia	\$892,982	\$937,631	\$984,513
New Zealand	\$253,898	\$266,593	\$279,923
Korea	\$273,078	\$286,732	\$301,068
Fishing Entity of Taiwan	\$273,078	\$286,732	\$301,068
Indonesia	\$243,000	\$255,150	\$267,908
European Union	\$118,273	\$124,187	\$130,396
South Africa	\$170,119	\$178,625	\$187,556
Contributions in Arrears (Korea)	\$0	\$0	
Staff Assessment Levy	\$151,700	\$155,000	\$158,000
Carryover from previous year	\$90,640	\$0	\$0
Voluntary contributions from Members	\$0	\$0	\$0
Contribution Stabilisation Fund	\$638,508	\$307,493	\$0
FAO Funded Project	\$185,142	\$185,142	\$314,771
Interest on investments	\$100,000	\$100,000	\$100,000
Withdrawal from savings	\$0	\$118,950	\$95,098
TOTAL GROSS INCOME	\$4,283,400	\$4,139,866	\$4,104,814

	Forecasted 2024	Indicative 2025	Indicative
EXPENDITURE	Budget		2026 Budget
ANNUAL MEETING - (CC/EC/CCSBT)	\$412,000	\$330,000	\$282,000
Independent chairs	\$33,000	\$59,000	\$36,000
Interpretation costs	\$68,000	\$78,000	\$72,000
Hire of venue & catering	\$254,000	\$67,000	\$83,000
Hire of equipment	\$46,000	\$77,000	\$44,000
Translation of meeting documents	\$10,000	\$10,000	\$10,000
Secretariat expenses	\$1,000	\$39,000	\$37,000
ESC/SC Meeting	\$435,000	\$290,000	\$402,000
Interpretation costs	\$61,000	\$67,000	\$88,000
Hire of venue & catering	\$206,000	\$22,000	\$48,000
Hire of equipment	\$39,000	\$35,000	\$28,000
Hire of consultants - Chairs and Panel	\$126,000	\$136,000	\$173,000
Translation of meeting documents	\$1,000	\$1,000	\$1,000
Secretariat expenses	\$2,000	\$29,000	\$64,000
SUB-COMMITTEE MEETINGS	\$142,100	\$155,000	\$261,565
ERSWG Meeting	\$128,600	\$0	\$130,000
ERS Technical Meeting	\$10,000	\$29,700	\$0
SFMWG Meeting	\$0	\$0	\$0
OMMP Technical Meeting	\$0	\$102,300	\$107,415
TCWG Meeting	\$3,500	\$23,000	\$24,150

Operating Model Software upgrade	\$155,000	\$30,000	\$0
Development of the CPUE series	\$40,000	\$30,000	\$30,000
Updated analysis of unaccounted mortality	\$0	\$0	\$25,000
SBT otolith-based aging workshop	\$32,000	\$0	, \$C
Tagging program coordination	\$1,000	\$1,000	\$1,000
Long-Term Gene Tagging Project *1	\$720,000	\$740,000	\$740,000
Close-kin sampling/DNA sequencing *1	\$104,600	\$206,000	\$201,500
Close-kin identification & exchange *1	\$35,000	\$68,000	\$70,000
Sampling and aging of Indonesian Otoliths	\$20,300	\$66,100	\$67,800
Capacity Building for Spawning Ground	\$61,700	\$0	\$0
SPECIAL PROJECTS	\$507,185	\$466,460	\$181,283
Meeting Participation Fund	\$17,400	\$50,000	\$50,000
CDS Tag and Market Survey in JP	\$30,450	\$26,460	\$27,783
On-line data system maintenance	\$5,000	\$5,000	\$5,000
Trial eCDS development	\$42,000	\$25,000	\$25,000
FAO Funded Seabird Project	\$412,335	\$360,000	\$73,500
SECRETARIAT COSTS	\$1,455,625	\$1,584,921	\$1,663,017
Secretariat staff costs	\$921,713	\$1,030,799	\$1,082,339
Staff assessment levy	\$151,700	\$155,000	\$158,000
Employer social security	\$238,512	\$250,438	\$262,959
Insurance -worker's compensation	\$19,700	\$20,685	\$21,719
Travel/transport	\$38,000	\$40,000	\$40,000
Translation of meeting reports	\$16,000	\$16,000	\$16,000
Training	\$2,000	\$2,000	\$2,000
Home leave allowance	\$7,000	\$7,000	\$17,000
Other employment expense	\$3,000	\$3,000	\$3,000
Staff liability fund (accumulating)	\$58,000	\$60,000	\$60,000
OFFICE MANAGEMENT COSTS	\$161,890	\$172,385	\$179,649
Office lease and storage	\$73,564	\$77,242	\$81,104
Office costs	\$74,326	\$78,043	\$81,945
Provision for new/replacement assets	\$7,000	\$10,000	\$9,400
Telephone/communications/web hosting	\$7,000	\$7,100	\$7,200
TOTAL GROSS EXPENDITURE	\$4,283,400	\$4,139,866	\$4,104,814

のののでは、一般のでは、

みなみまぐろ保存委員会

第6回戦略・漁業管理作業部会会合報告書

2023年7月25-28日 日本、東京

みなみまぐろ保存委員会戦略計画

2023 - 2028年

2023年10月

目次

みなる	みまぐろ保存委員会戦略計画	I
目次	I	
1.	序文	1
	みなみまぐろ保存委員会戦略計画	1
	2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビュー	1
	主要課題	1
2.	背景	2
	みなみまぐろの保存のための条約	2
	委員会の加盟資格	3
	みなみまぐろ漁業	4
	資源状況	4
3.	目的、ビジョン及びゴール	5
	条約の目的	5
	ビジョン及びゴール	5
4.	2021年 CCSBT パフォーマンス・レビュー	6
5.	毎年のモニタリング及び実施	7
別紙	A. 行動計画	
別紙	B. 継続的作業計画	

1. 序文

みなみまぐろ保存委員会戦略計画

この戦略計画は、メンバーが将来のみなみまぐろ保存委員会(CCSBT)に対して望んでいる共通のビジョンを概説するものである。

このビジョンの構成要素には、みなみまぐろ(SBT)の資源の状況、効果的な 資源管理のために委員会がいかに活動するか、そしてメンバーがどのように 自らの義務を実行し、資源管理から利益を得るのか、ということが含まれ る。

この計画では、望ましい将来の状態だけでなく、望ましい将来の状況に達するための具体的な戦略及び任務についても概説している。この計画は、 CCSBTのために起草された第三次戦略計画であり、2009年及び2015年の計画を基礎とするものである。

2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビュー

2015年戦略計画では、CCSBTがその改善の機会を評価するべく定期的に CCSBTパフォーマンス・レビューを実施することに合意した旨を指摘した。

パフォーマンス・レビューは 2021 年に実施され (2021 年レビュー)、当該レビューでは継続的なパフォーマンスの改善案が提案された。本戦略計画により、これらの行動を将来的な作業計画に取り入れるとともに、委員会にとって優先度の高い継続的業務を確認することが可能となる。本計画を起草するにあたり、全体的な作業計画を達成可能なものとすることができるよう、提案された行動の優先順位付けが行われた。

主要課題

2021年CCSBTパフォーマンス・レビューは、特に以下に掲げる分野における CCSBTのパフォーマンスが依然として「悪い」との結論に至った。

- 非対象種の資源状態¹;
- 非協力的非加盟メンバーとの関係
- 発展途上国に対する特別な要件

今日までに行われた CCSBT パフォーマンス・レビューによる広範な勧告を踏まえると、CCSBT における主要課題には以下が含まれる。

• 最大持続生産量を維持することが可能な水準まで資源を再建すること (資源の再建)

¹ 主要対象資源と同一の生態系に属する種、又は関連する又は依存している種(2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビュー報告書パラグラフ18)

- SBT を漁獲する者の要望と資源再建にかかる生物学的要求との競合についてバランスを取ること(TAC 設定及びその配分)
- 全てのSBT 死亡量が総漁獲利用可能量に対して計上され、また無報告・無規制 (IUU) 漁獲が防止されるよう確保すること (遵守)
- SBT漁業に関心を有する全ての国が委員会に協力するよう確保すること
- CCSBTの制度及びプロセスが、全てのメンバー権利及び責任を斟酌するとともに、非メンバーによる協力を奨励するものであるよう確保すること(ガバナンス)
- CCSBT における義務の遵守の観点から、発展途上のメンバー及び潜在 的な協力的非加盟メンバーにかかる特別な要件及びキャパシティ・ビル ディングのニーズを考慮すること
- SBT と同じ生態系に属する非漁獲対象種(特に海鳥類)に対する SBT 漁業による影響に対処すること

2. 背景

みなみまぐろの保存のための条約

由来

みなみまぐろ(SBT)は、1960年代初期には年間の漁獲量が80,000トンに達するほど、過去に多量に漁獲されていた。この結果、成熟魚の数が著しく減少し、そして年間漁獲量が急速に落ち始めた。

1980年代中頃には、漁獲量を制限する手段が必要であることが明白となった。 SBT 資源を再建させるため、当時 SBT を漁獲していた主要国(オーストラリア、日本及びニュージーランド)は 1985年からそれぞれの船団に対して厳格な割当の適用を開始した。

オーストラリア、日本及びニュージーランドによる任意の管理取極は、1993年5月にこの3国が署名したみなみまぐろの保存のための条約が発効した1994年5月20日に正式なものとなった。

CCSBT の任務

この条約の目的は、世界的なみなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。委員会及び拡大委員会による決定は、CCSBT の手続規則及び関連する決議に合致する形で、メンバーによる全会一致の投票によって行われる。

条約は、みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)を創設し、その活動と任務について規定している。CCSBTの任務には以下が含まれる。

- 情報収集
- 総漁獲可能量(TAC)の決定及びメンバーに対する配分

- 条約の効果的な履行を達成するために必要と考えられる追加的な措置 (監視、管理及び取締り (MCS) 措置を含む)の決定
- 年次予算の合意
- その他の国による加盟の奨励

委員会は当初、ほとんどの中核的機能(科学や監視・管理・取締りサービスの提供等)は委員会の定めた基準に沿ってメンバーが直接実施する、比較的権限を移譲した形での運営方式を採用していた。近年においては、多くの科学関連業務について、メンバーに代わって事務局が調達し、資金を拠出し、及び管理する方式に移行しつつある。

委員会の加盟資格

CCSBT 委員会への加盟資格は国に対してのみ開放されている。漁業主体による参加を促進するため、CCSBT は、2001年に決議により拡大委員会(EC)及び拡大科学委員会(ESC)を設立し、さらに2013年には地域的な経済統合のための機関(REIO)がECに加盟することができるように同決議を改正した。

EC 及び ESC のメンバーには、全ての条約加盟国、漁業主体及び REIO が含まれる。

EC 及び ESC は、それぞれ CCSBT 及び SC と同様の任務を行なう。それぞれのメンバーが平等な議決権を有する。 CCSBT が別の合意を行わない限り、 CCSBT に報告される EC の決定が CCSBT の決定となる(なお、EC 設立決議が合意されて以降、CCSBT により別の合意が成されたことはない)。 EC の活動又は個々のメンバーの EC における権利、義務若しくは地位に影響を与えるような委員会による一切の決定は、EC による当該課題に関する事前の然るべき検討なしに行われるべきではない。

現在、ECは8つのメンバーによって構成されている。現在、CCSBT協力的非加盟国はない。

メンバー

- オーストラリア(1994年加盟)
- 日本(1994年加盟)
- ニュージーランド(1994年加盟)
- 韓国 (2001 年加盟)
- 漁業主体台湾(2002年に EC メンバーとして加盟)
- インドネシア(2008年加盟)
- 欧州連合(2015年に EC メンバーとして加盟)
- 南アフリカ(2016年加盟)

CCSBT は毎年会合を開催しており、また毎年又は必要に応じて開催され専門的な分野に関して助言を行う5つの補助機関を有する

- 科学委員会 (SC) / 拡大科学委員会 (ESC) (オペレーティング・モデル及び管理方式 (OMMP) に関する技術会合等、SC/ESCの任務に必要とされるその他の専門的作業部会を含む)
- 財政運営委員会(FAC)
- 遵守委員会 (CC) 及びその専門作業部会
- 生態学的関連種作業部会(ERSWG)
- 戦略・漁業管理作業部会 (SFMWG)

独立科学諮問パネルは、ESC 会合に参加し、必要に応じて、資源に 関連する科学的課題について CCSBT に対する直接的な助言を行って いる。

みなみまぐろ漁業

漁業の特徴

SBT の主要なマーケットは日本の刺身市場であり、これは主として SBT のトロ身に対してプレミアム価格が付くためである。

SBTは主にはえ縄漁業及びまき網漁業で漁獲される。

はえ縄では、多くの鈎針を備えた長い幹縄を使用する。漁獲した SBT は、主 に超低温(マイナス 60 度)で冷凍され、中間港に荷揚げされ日本市場に発送 されるか、あるいは日本市場に直接荷揚げされる。

まき網漁業では、網を使用してSBTの魚群を囲い込む。現在のところ、この漁法はオーストラリアのSBT漁業のみで使用されている。囲まれた魚群は、オーストラリア大陸近くの水域まで曳航され、海底に固定されている浮きいけすに移される。このまぐろは、数か月間太らされて、冷凍又は冷蔵の状態で輸出市場に直接に販売される。

資源状況

上述のとおり、SBT は歴史的に高水準の漁獲圧にさらされており、現在も枯渇状態にある。CCSBT は、TAC の設定に関する科学的助言に基づいて資源を再建していくことを目的として、「管理方式」(最新のモニタリングデータに基づき TAC の変更を特定することができる、あらかじめ合意された一連のルール)を採択している。

CCSBT は、2012 年以降の漁期における全世界の SBT の TAC を設定するための指針として、2011 年に「バリ方式」として知られる MP を採択した。バリ方式は、2010 年には初期産卵親魚資源量の約 5% であった資源を、2020 年には CCSBT の暫定再建目標であった約 20% まで再建する役割を担った。

2019年において、CCSBT は、2021年以降のTAC 設定の指針とするべく、新たなデータシリーズを取り入れ「ケープタウン方式」と命名された新たなMPを開発し、また新たな再建目標を策定した。ケープタウン方式は、2035年にSBT 資源を50%の確率で初期産卵親魚資源量(SSB)の30%の資源量水準(CCSBT における現在の資源再建目標)に到達させるよう調整されている。

CCSBT においては、2017年以降、再生産能力を産卵親魚資源量(SSB)ではなく総再生産出力(TRO)により測定している。2020年の資源評価においては、SBT の TRO は初期資源量の20%となっており、最大持続生産量を生産する水準を下回っていることが示唆された。2022年には、ケープタウン方式を用いた最条件付け及び将来予測を通じて最新の資源状況が示され、引き続き資源の再建が進んでおり、2021年におけるSBT のTRO は初期資源量の22%の水準にあって最大持続生産量を生産する水準は依然として下回っていることが示唆された。

3. 目的、ビジョン及びゴール

この戦略計画は、(条約本文と合致する形で)委員会の目的を明示している。同計画は、メンバーが将来の委員会に対して望んでいる共通のビジョンについても設定している。このビジョンには、みなみまぐろ資源の状況、効果的な資源管理のために委員会はいかに活動するか、そしてメンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るかについての内容が含まれている。これらのそれぞれが、特定のゴール(すなわち将来の委員会の望ましい姿)及び戦略(すなわち将来の望ましい姿を実現するために提案される手法)に関連している。

条約の目的

みなみまぐろの保存のための条約の目的は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある

ビジョン及びゴール

SBT の管理

委員会は、最大持続生産量を維持する資源レベルで SBT 資源を管理し、SBT 漁業に関連するリスク及び生態学的関連種に対する SBT 漁業の影響を緩和することに合意する。

- これには、資源の再建、国別配分量及び生態学的関連種に関する戦略 が含まれる。
- また、これには、海洋汚染及び人への安全性を含むがこれに限定されないその他全てのリスクにかかる検討及びレビューが含まれる。

委員会及び事務局の運営/管理

責任ある SBT 漁業の管理のため、委員会は効果的かつ効率的に運営すべきことが合意された。

• これには、委員会、委員会の補助機関及び事務局の効果的かつ効率的な運営のための戦略(他の RFMO との調和を含む)が含まれる。

メンバーの参加及び履行(遵守を含む)

メンバーは、委員会を通じて SBT の管理に積極的に参加し、その決定を実施する。

• これには、MCS、制裁及び発展途上国に対する支援に関する戦略が含まれる。

4. 2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビュー

CCSBT パフォーマンス・レビューは、CCSBT による検討に向けて 75 件の優先度の高い勧告を行った(Sinan ら、2021 年)。これらの勧告は、レビューパネルにより、「非常に高い」、「高い」、「中程度」又は「低い」との格付けを行う形で優先順位付けがなされた。2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビュー報告書 2 は、CCSBT に対して 2022 年 3 月 1 日に提出された。

パフォーマンス・レビューは、29の基準に基づいて CCSBT を評価し、ほとんどの基準について満足又はそれ以上と評価された。しかしながら、当該レビューでは、CCSBT としてのパフォーマンスが「悪い」と評価される3つの評価基準が特定された。これらの評価基準とは、主要漁業資源の資源状態(非対象種)、非協力的非加盟メンバーとの関係、及び発展途上国に関する時別な要件への対応である。

また当該報告書は、生態学的関連種作業部会(ERSWG)、遵守委員会(CC)及び拡大科学委員会(ESC)がそれぞれに関連する勧告を検討した上で EC に対する助言を行うことができるよう、これらの補助機関に対して提供された。

委員会は、パフォーマンス・レビュー勧告の一部はいずれの補助機関の所掌にも該当しないものの SFMWG によるレビュープロセスの一環として評価されたことに留意しつつ、今後 5 年間の戦略計画に含むべき優先行動について決定するため、パフォーマンス・レビュー勧告及び委員会の補助機関からの勧告を検討した。

-

 $https://www.ccsbt.org/sites/default/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_2021_CCSBT_Performance_Review.pdf$

メンバーは、最も優先度が高いと考えられる勧告に対処することを目的として、**別紙A**の行動計画に合意した。メンバーは、委員会のパフォーマンスにおいて必要不可欠であるものの新たな行動又はリソースを要するものではないことが確認された様々な行動があり、**別紙B**に総括したとおり、これらの行動は委員会による戦略的な継続作業の一部として現在も実施されていることに留意した。

5. 毎年のモニタリング及び実施

戦略計画の目的が履行されるよう確保するため、CCSBT は、毎年、当該計画に下に合意された行動にかかるモニタリング及び報告を行う。前戦略計画の実施時と同様に、EC は戦略計画のモニタリングにかかる最終的な説明責任を負い、当該任務は年次会合における常設議題項目の一部であると認識される。事務局は、EC が当該年次モニタリングレビューを実施するために必要な情報を取りまとめる責任を負う。

特定の行動事項に責任を負う補助機関は、それぞれの会合報告書の一部として、それぞれの行動の進捗状況について報告することが期待される。また、各補助機関は、従来の適切な計画文書には含まれていなかったがこの戦略計画において特定された優先順位を反映する必要がある。

また、財政運営委員会は、EC会合中の予算に関する討議の中で、戦略計画において特定された優先順位を考慮する。

行動計画

		責任	優先度	短期		中	期	長期
		貝仁	愛 兀及	2024	2025	2026	2027	2028++
	(A) SBT	の管理に関する	ゴール					
1	海洋生物資源の資源状態							
1a	みなみまぐろ							
i	PR2021-02: 産卵及び加入を支援するための追加的措置 (保護海域や海域閉鎖など) の必要性を探求する。	ESC	中			•	•	
ii	PR2021-29: 資源再建には産卵及び加入が最も重要であることから、インドネシア海域において、その他の管理戦略と公平かつ相互的な時空間的規制を策定するためのさらなる努力がなされるべきである。	ESC/EC	中					•
<i>1b</i> .	生態学的関連種及び混獲							
i	ERSWG 14 において海鳥に関する複数年戦略が採択されたことを踏まえ、パフォーマンス・レビュー勧告に基づき、生態学的関連種及び混獲に関する行動計画を策定する。	ERSWG	高	•	•			
2	データ及び科学的助言の質							
i	科学オブザーバー計画規範 (SOPS) に基づくオブザーバーカバー率を改善及び補完するため、電子モニタリングの適用に関する解析を含む取組をさらに強化する。	CC/ESC	高	•	•			
ii	PR2021-07: 現状では公開されていない過去のデータ及び 情報を提供及び公開し、透明性を改善する。	CCSBT/EC	中					•

		責任	優先度	短	期	中	期	長期		
		貝任	愛兀及	2024	2025	2026	2027	2028++		
	(B) 委員会及び事務局の運営/管理に関するゴール									
3	委員会/事務局の運営									
i	ESC における長期的な戦略的調査計画を策定及び継続的な見直しを優先する。	ESC	非常に 高い	•	•					
ii	PR2021-72: 極めて特殊な状況において利用する予備費/ 貯蓄基金を正式化する。	FAC	非常に 高い	•	•					
iii	PR2021-73: 財政運営委員会と各種補助機関との間のコミュニケーションを改善するためのメカニズムを策定する。	FAC	非常に 高い	•	•					
iv	PR2021-31: 現在のメンバーの構成及び国際法の原則を反映するよう確保するため、既存の配分メカニズムをレビューする。	CCSBT/EC	髙		•	•				
v	PR2021-32: 国際的なレベルでメンバーによって合意された近代的な漁業管理の概念を取り入れるべく、CCSBT条約を改正する。	CCSBT/EC	中					•		
vi	PR2021-34: CCSBT は、CCSBT 条約を近代化するプロセスにおいて、代替的な意思決定方式を検討すべきである。	CCSBT/EC	中				•	•		
vii	CCSBT は、CCSBT 手続規則の見直し又はその他のオプションにより、意思決定にかかる透明性をレビューすべきである。	CCSBT/EC	低	•	•					

		責任	優先度	短期		中	期	長期
		貝任	愛 兀及	2024	2025	2026	2027	2028++
viii	PR2021-35: CCSBT は、SBT 資源の保存管理を相当程度妥協させるような将来の膠着状態を避けるため、紛争解決 / 対立解決を行うための代替的な手法の策定を真剣に検討するよう勧告する。	CCSBT/EC	低					•
4	関係							
i	PR2021-58: CCSBT 措置総覧へのアクセスは、CCSBT ウェブサイトの一般エリアから利用可能とすべきである。	事務局	高		•	•		
ii	必要が生じた場合に新メンバー及び CNM に対してどのような配分をすべきかについて決定する際の既存のガイドラインを改善する。	CCSBT/EC	非常に 高い	•	•			
iii	必要に応じて、科学者と漁業行政官との間に科学的管理 に関する対話の機会を導入することを検討する。	CCSBT/EC	非常に 高い		•	•		
	(C) メンバーの	参加及び履行に	_関するゴー	・ル				
5	遵守行動計画							
i	PR2021-36: パフォーマンス・レビュー勧告を踏まえ、緊急課題として、2018-2020年の行動計画を次の5年間に向けて更新又は修正する。	CC	非常に 高い	•	•			
6	全世界の市場における SBT の監視及び管理の改善							
i	全世界の市場を流通する SBT にかかる情報を収集及び解析するための取組を改善するとともに、市場における SBT 製品の貿易を監視及び管理するための関連措置の強化を検討する。	CC	非常に 高い	•	•			

		責任	優先度	短	 期	中	期	長期
			貝比 俊儿及	2024	2025	2026	2027	2028++
7	キャパシティ・ビルディング作業計画							
i	PR2021-22: データ収集、科学的解析及び遵守関連活動を 改善するためのキャパシティ・ビルディングに関する作 業計画を策定し、これを実施する。	CCSBT/EC	非常に 高い	•	•			

継続的作業計画

	パフォーマンス・レビュー勧告	ゴール及び目的の分野	優先度
1	PR2021-01: メンバーは、それぞれの配分量の上限を遵守し、また MP のパフォーマンスを 減殺するおそれがある非メンバー漁獲量といった不確実性のある分野を排除することによ り、引き続き MP をサポートする。	保存及び管理に関するゴール	非常に高い
2	PR2021-26: SBT に関する再建戦略の有効性を確保するため、モニタリングを継続する。	保存及び管理に関するゴール	非常に高い
3	PR2021-12: 科学的プロセスを改善するため、遺伝子標識放流や近縁遺伝子標識再捕といった革新的な手法の開発及び定着を継続する。	保存及び管理に関するゴール	非常に高い
4	PR2021-24: CCSBT は、漁獲対象種及び非漁獲対象種の両方に関し、ESC 及び ERSWG からの助言に基づく CMM を引き続き実施すべきである。 ¹	保存及び管理に関するゴール	非常に高い
5	PR2021-71: CCSBT による支出を上回る(メンバーからの分担金及びその他のソースによる)健全な収入フローを維持する。	CCSBT/事務局の運営に関す るゴール	非常に高い
6	PR2021-25: CCSBT メンバーは、漁業操業時における国際行動計画及び FAO ガイドラインの実施を引き続き強化すべきである。	CCSBT/事務局の運営に関す るゴール	非常に高い
7	将来的に委員会に加盟した国及び/又は主体に対し、品質保証レビュー(QAR)を適用する。 既存のメンバーに対する継続的な QAR プログラムについては、遵守委員会からのさらなる助言に基づく EC の決定次第となる。	メンバーの参加及び履行に関 するゴール	高

¹ 主要対象資源と同一の生態系の属する種、又は関連する又は依存している種(2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビュー報告書パラグラフ18)

	パフォーマンス・レビュー勧告	ゴール及び目的の分野	優先度
8	PR2021-13: SBT と ERS に振り向けられる科学的な努力につき、両者の間でより良いバランスを達成する。	保存及び管理に関するゴール	髙
9	PR2021-74: 次の委員会会合を主催するメンバーによる CCSBT 議長の早期推薦を奨励する。	CCSBT/事務局の運営に関す るゴール	髙
10	PR2021-75: CCSBT のガバナンスを改善するため、手続規則 4 (1) の規定に基づく最大 4 年間までの議長の再任を奨励する。	CCSBT/事務局の運営に関す るゴール	髙
11	PR2021-55: ESC は、専門家以外の読者に対して報告書へのアクセシビリティを改善する。	CCSBT/事務局の運営に関す るゴール	髙
12	PR2021-57: CCSBT への外部者による参加の障害とならないよう確保するため、外部文書 (一部のメンバーの非遵守の可能性を含むもの) のレビュープロセスは監視されるべきである。	CCSBT/事務局の運営に関す るゴール	中
13	非メンバーに対し、CCSBTへの加盟及びCDSの活用を含め、CCSBTのプロセスへの関与を高めるよう奨励する。	CCSBT/事務局の運営に関す るゴール	高
14	PR2021-44: 他の RFMO 事務局及び代替的な情報源との情報交換の公式化及び強化を継続する。	CCSBT/事務局の運営に関す るゴール	高
15	メンバーが、質が高く、明確で、一貫性があり、かつ完全な報告を行うよう確保する。	保存及び管理に関するゴール	中
16	PR2021-56: EC 会合における代表団長会議の利用は、可能な限り最小限とすべきである。	CCSBT/事務局の運営に関す るゴール	中
17	PR2021-64: メンバーは、CCSBT 会合の際に利用できる限られた時間を最大化するよう確保するため、CCSBT における従来の会議日程とは別に、メンバーが交流するための追加的な機会を模索する。	CCSBT/事務局の運営に関す るゴール	中

	パフォーマンス・レビュー勧告	ゴール及び目的の分野	優先度
18	PR2021-63: メンバーは、神戸プロセスを通じて開始された協力関係を継続及び活性化させるための機会を探求する。	CCSBT/事務局の運営に関す るゴール	中
19	PR2021-68: 休会期間中の神戸プロセス(特に共通の関心を有する分野に関連するプロセス)との関与を継続する。	CCSBT/事務局の運営に関す るゴール	中
20	PR2021-16: SBT の資源構造及び移動、及び SBT を利用する船団の空間的側面を引き続き研究する。	保存及び管理に関するゴール	中

みなみまぐろ保存委員会

第18回遵守委員会会合報告書

2023年10月5-7日 大韓民国、釜山 Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna



みなみまぐろ保存委員会

第28回科学委員会会合報告書

2023年9月1日 大韓民国、済州島

全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議

(第30回委員会年次会合(2023年10月9-12日)において改正)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

最善の科学的助言に基づくみなみまぐろの保存及び最適利用を確保する必要性に*駆られ、*

第16回拡大委員会年次会合における名目漁獲量水準に関する合意及び同会合において採択されたみなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議を*想起し、*

2011年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議に加え、

管理方式は、2012年から総漁獲可能量の設定の基礎となっていることに*留意し、*

総漁獲可能量をメンバー及び協力的非加盟メンバーに配分するための透明性 がありかつ一貫したプロセスは、メンバー及び協力的非加盟国、特にそれら の水産業界に対して確実性を与えかつ国別配分の管理を容易にするものであ ることから、その必要性を*考慮し、*

2011年の拡大委員会特別会合において同委員会が、管理方式に基づき全世界の総漁獲可能量が増加される際にその増加分の配分に適用される原則に合意したことを想起し、

2016年に名目漁獲量比率の変更が合意されたことに留意し、

全てのメンバーが元々の名目漁獲量水準に達しており、2018年からはそれを超える水準となっていることをさらに想起し、

2021年のパフォーマンス・レビューにおいて新たなメンバー及び協力的非加盟国に対する配分に関する明確な指針を策定するよう勧告されたことを*考慮し、*

みなみまぐろの保存のための条約第8条3(a)に基づき、次のとおり決定する。

- 1. 管理方式 (MP) ¹に基づき設定される総漁獲可能量 (TAC) は、この決議に従いメンバー及び協力的非加盟国に配分されるものとする。
- 2. この決議において別に定めがある場合を除き、TAC は、メンバーに対して、この決議の付属書に規定されたメンバーの国別配分量比率の水準に基づき配分されるものとする。

¹2011年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議及び当該決議のその後のすべての改正に基づき合意された管理方式。

- 3. TACの変更がない場合には、各メンバーの配分量は変更されない。
- 4. TAC の増加があった場合には、この決議の付属書において規定される国別配分量比率の水準に基づき、かかる増加量がメンバー間で配分される。TAC の減少があった場合には、各メンバーの配分量は、それぞれの国別配分量比率の水準に整合的な形で削減される。しかしながら、欧州連合に対する国別配分量が10トンを下回ることはないものとする。この決議のパラグラフ6及び7に規定される協力的非加盟国(CNM)及び/又は新たなメンバーに対する国別配分量は、EC による別の決定に基づき削減される。
- 5. 拡大委員会は、拡大科学委員会による助言に基づき、調査死亡枠として TAC から留保する数量を決定することができる。
- 6. 拡大委員会は、拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位の設立のための決議に基づき協力的非加盟国(CNM)の地位が承認された場合、当該年次会合において、当該 CNM の潜在的な SBT 漁獲能力、管理・監視・取締り能力、CCSBT にかかる義務を実施するための管理機構、過去における SBT の漁獲及び管理に関する記録、及び SBT の漁獲にかかるニーズといった要素を踏まえ、当該 CNM に対する国別配分量を決定することができる。当該国別配分量は、CNM としての地位の年次レビューの対象となり、パラグラフ 4 に基づき減少する可能性がある。
- 7. 拡大委員会は、拡大委員会及び拡大科学委員会を設立する決議に基づき新たなメンバーが加盟した後の最初の年次会合において、当該新メンバーの潜在的な SBT 漁獲能力、管理・監視・取締り能力、CCSBT にかかる義務を実施するための管理機構、過去における SBT の漁獲及び管理に関する記録、及び SBT の漁獲にかかるニーズといった要素を踏まえ、当該新メンバー(すなわち本決議の付属書に掲げられていないメンバー)に対する国別配分量を決定することができる。当該国別配分量は、拡大委員会が別の決定を行わない限り、最初の三漁期の間において、当該年次会合の年における TAC の最大 0.355 % を超えてはならず、パラグラフ四に基づき減少する可能性があるものとする。
- 8. パラグラフ 5 から 7 に基づき決定された総量は、付属書の規定に基づくメンバーに対する TAC の配分の前に、全世界の TAC から控除されるものとする 2 。
- 9. 新たなメンバーについては、少なくともパラグラフ 7 に規定する三年の期間の後であって国別配分量に関する次回の決定が初めて行われる際に、CCSBT の措置にかかる当該新メンバーの遵守状況のレビューを条件として、当該メンバーを付属書に追加することができる。当該新メンバーの追加の結果として、付属書における国別配分量比率の水準は変更され得る。

_

² 条約第11条2項(b) に基づく分担金の算定において、「漁獲量」とは新メンバーに関するパラグラフ7及びメンバーに関するパラグラフ8に従って決定される数量と解するものとする。

メンバーの国別配分量比率

メンバー	国別配分量比率3
日本	35.5643%
オーストラリア	35.5643%
韓国	7.1568%
漁業主体台湾	7.1568%
ニュージーランド	6.2779%
インドネシア	5.7785%
南アフリカ	2.4387%
欧州連合	0.0628%

 $^{^3}$ CCSBT 23(2016 年)の決定のとおり。当該会合報告書パラグラフ 58 を参照。これは新たな比率が発効した際に適切に調整される。

CCSBTの生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類RFMOの措置と 調和させるための決議

(第30回委員会年次会合(2023年10月9-12日)において改正)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

他の関連するまぐろ類地域漁業管理機関(RFMO)の生態学的関連種(ERS)に関する措置に従うことを義務付ける CCSBT 決議を創設することにより、他のまぐろ類 RFMO と努力を重複させることなく、みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)メンバーに対して法的拘束力のある ERS に関する措置を策定するとした第 5 回戦略・漁業管理作業部会における決定を*想起し*、

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源) 及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する 1982 年 12 月 10 日の海洋法に関す る国際連合条約の規定の実施のための協定 及び異なるまぐろ類地域漁業管理機関間 における協力及び保存管理措置の一貫性を確保することの必要性に留意し、

一部の海鳥類、とりわけ一部のあほうどり類及びみずなぎどり類について、世界的な絶滅の恐れがあることを*懸念し*、

また、みなみまぐろを対象とする漁業が、海亀類、さめ類及び鯨類といったその他 の種に対しても偶発的に危害を与え得ることを*認識し*、

みなみまぐろの保存のための条約第5条(2)において、締約国は、CCSBTに対し、 とりわけ生態学的関連種に関するデータを速やかに提供することを求められている ことを*さらに想起し*、

みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を 緩和することを*決意し*、

2007 年 1 月 26 日のまぐろ類 RFMO 神戸合同会合で合意されたとおり、保存管理措置について、国際的な漁業の管理の責任を負う他の機関と調和することの重要性に*留意し*、

2007年7月3-6日に東京で開催された第7回生態学的関連種作業部会(ERSWG)において、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、そのみなみまぐろ漁業における生態学的関連種に対する相互作用について、国別報告書を提出するとされた勧告を*再確認し*、

みなみまぐろの保存のための条約第8条(3)に従い、以下に合意する。

- 1. この CCSBT 決議の目的に関して、
 - a) 「インド洋まぐろ類委員会の管轄する水域」は、インド洋まぐろ類委員会の 設置に関する協定第2条に規定される水域である。

- b) 「中西部太平洋まぐろ類委員会の条約区域」は、*西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約* 第3条に規定される区域である。
- c) 「大西洋まぐろ類保存国際委員会の条約区域」は、*大西洋のまぐろ類の保存* のための国際条約第1条に規定される水域である。
- d) 上記のパラグラフ a) c) に定義される海域は「それぞれの委員会が管轄する 水域」であり、これらを合わせて「管轄水域」とする。
- e) 「ERS 措置」とは、インド洋まぐろ類委員会(IOTC)、中西部太平洋まぐろ 類委員会(WCPFC)及び大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)において 発効している、その時々に採択及び改正されたあらゆる生態学的関連種に関 する措置であって、別添 I に掲げた措置を意味する。
- f) メンバー又は協力的非加盟メンバーとは、CCSBT 拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟メンバーを意味する。
- 2. この決議は、管轄水域における「みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録」に 掲載された全ての船舶に適用するものとする。各メンバー及び協力的非加盟メン バーは、自国の旗を掲げる船舶であって管轄水域においてみなみまぐろを漁獲す る船舶が当該管轄水域において発効している全ての ERS 措置を遵守することに ついて、メンバー又は協力的非加盟メンバーが ERS 措置を採択しているまぐろ 類 RFMO のメンバーであるかどうかを問わず、これを確保しなければならない。
- 3. 管轄水域外で操業する場合、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、南緯 30 度 以南における全てのはえ縄漁業においてトリラインを使用しなければならない。
- 4. 管轄水域が重複する場合、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、適用する適切な RFMO の ERS 措置を選択しなければならない。
- 5. 各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶が管轄水域内でみなみまぐろを漁獲する際に ERS 措置に含まれる義務を遵守することができなかった場合、これに対して効果的な行動をとることを確保しなければならない。拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟メンバーが、メンバーとなっていない委員会の管轄水域においてみなみまぐろ漁業を行う場合、当該条約の適当な機関においてメンバー又は協力的非加盟メンバーによる ERS 措置の遵守状況が評価されない限り、当該メンバー又は協力的非加盟メンバーは、該当する場合には、CCSBT 遵守委員会に対し、関連する ERS 措置に関するこうした行動について報告するものとする。
- 6. CCSBT 事務局は、IOTC、WCPFC 及び ICCAT の年次会合における生態学的関連 種に関するあらゆる決定を踏まえ、毎年の CCSBT 拡大委員会年次会合の前に、 別添 I に掲げる ERS 措置一覧を更新する。

- 7. WCPFCの場合を除き、関連するまぐろ類 RFMOの ERS 措置に対して公式に異議を申し立てているメンバー及び協力的非加盟メンバー、及びその公式の異議申立て及び当該まぐろ類 RFMO の意思決定ルールの運用を理由として当該 ERS 措置により法的に拘束されない者は、該当する管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する場合であっても当該 ERS 措置の適用から除外される。WCPFC の場合においては、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第20条の6に基づき ERS 措置に関する決定の再検討を求めているメンバー又は協力的非加盟メンバーは、当該措置が法的拘束力を有することとなるまで、該当する管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する場合であっても当該 ERS 措置の適用から除外される。
- 8. 事務局は、メンバー及び協力的非加盟メンバーに対する情報提供を専らの目的として、毎年の CCSBT 遵守委員会に対し、ERS 措置の実施状況に関する報告書を提出するものとする。

別添 I: ERS 措置

IOTC の管轄する水域

- a) Resolution 12/04 On the conservation of marine turtles;
- b) Resolution 12/06 On reducing the incidental bycatch of seabirds in longline fisheries (2024年7月1日に Resolution 23/07により失効予定);
- c) Resolution 12/09 On the conservation of thresher sharks (family Alopiidae) caught in association with fisheries in the IOTC area of competence;
- d) Resolution 13/05 On the conservation of whale sharks (*Rhincodon typus*);
- e) Resolution 13/06 On a scientific and management framework on the conservation of shark species caught in association with IOTC managed fisheries;
- f) Resolution 17/05 On the conservation of sharks caught in association with fisheries managed by IOTC;
- g) Resolution 18/02 On management measures for the conservation of blue shark caught in association with IOTC fisheries;
- h) Resolution 19/03 On the conservation of mobulid rays caught in association with fisheries in the IOTC Area of Competence;
- i) Resolution 23/06 On the conservation of cetaceans;
- j) Resolution 23/07 On reducing the incidental bycatch of seabirds in longline fisheries (2024年7月1日に発効し、Resolution 12/06は同日に失効予定)

WCPFC の条約区域

- k) Resolution 2018/03 Conservation and Management Measure to mitigate the impact of fishing for highly migratory fish stocks on seabirds;
- 1) Resolution 2018/04 Conservation and Management Measure of Sea Turtles;
- m) Resolution 2019/05 Conservation and Management Measure on Mobulid Rays Caught in Association with Fisheries in the WCPFC Convention Area;
- n) Resolution 2022/04 Conservation and Management Measure for Sharks;

ICCAT の条約区域

- Resolution 95-02 on cooperation with the Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) with regard to study on the status of stocks and by-catches of shark species;
- p) Resolution 03-10 on the shark fishery;
- q) Recommendation 04-10 concerning the conservation of sharks caught in association with fisheries managed by ICCAT;
- r) Resolution 05-08 on circle hooks;
- s) Supplemental Recommendation 07-06 Concerning Sharks;
- t) Recommendation 07-07 on Reducing Incidental By-Catch of Seabirds in Longline Fisheries;
- u) Recommendation 09-07 on the Conservation of Thresher Sharks Caught in Association with Fisheries in the ICCAT Convention Area;

- v) Recommendation 10-06 on Atlantic Shortfin Mako Sharks Caught in Association with ICCAT Fisheries;
- w) Recommendation 10-07 by ICCAT on the Conservation of Oceanic Whitetip Sharks caught in Association with fisheries in the ICCAT Convention Area;
- x) Recommendation 10-08 on Hammerhead Sharks (family Sphyrnidae) caught in Association with Fisheries Managed by ICCAT;
- y) Recommendation 11-08 on the Conservation of Silky Sharks Caught in Association with ICCAT Fisheries;
- z) Supplemental Recommendation 11-09 on Reducing Incidental By-Catch of Seabirds in ICCAT Longline Fisheries;
- aa) Recommendation 11-10 on Information Collection and Harmonization of Data on Bycatch and Discards in ICCAT Fisheries;
- bb) Recommendation 13-10 on Biological Sampling of Prohibited Shark Species by Scientific Observers;
- cc) Recommendation 14-06 on Shortfin Mako Caught in Association with ICCAT Fisheries;
- dd) Recommendation 15-06 on Porbeagle Caught in Association with ICCAT Fisheries;
- ee) Recommendation 22-12 on the bycatch of sea turtles caught in association with ICCAT fisheries